

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月12日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社EDIAND
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区芝浦一丁目12番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル シティユーワ法律事務所二重橋オフィス
【電話番号】	03-6212-5300（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 松田 洋志 / 同 荒武 慶二 / 同 森 建斗
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社EDIAND 東京都港区芝浦一丁目12番3号 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「公開買付者」とは、株式会社EDIANDをいいます。
- （注2） 本書中の「対象者」とは、日新商事株式会社をいいます。
- （注3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- （注8） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- （注9） 本書中の、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注10） 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- （注11） 本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

日新商事株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の概要】

公開買付けの目的	非公開化（マネジメント・バイアウト（MBO）（注1））
買付け等の期間	2026年5月12日（火曜日）から2026年6月22日（月曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき金2,210円
買付予定数の下限	2,291,500（株）（注2）
買付予定数の上限	-
対象者の意見	対象者プレスリリース（下記「4 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」に定義します。）によれば、対象者は、2026年5月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

（注1） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

（注2） 買付予定数の下限（2,291,500株）について買付け等を行った場合における当該買付け等後の株券等所有割合は66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）となります。

（注3） 本書における「所有割合」とは、対象者が2026年5月11日に提出した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（7,600,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（923,556株）を控除した株式数（6,676,444株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の記載について同じです。

4 【買付け等の目的】

（1）【公開買付けの目的の概要】

公開買付者は、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び所有することを主たる目的として、対象者の代表取締役社長である筒井博昭氏（所有株式数：220,400株（注1）、所有割合：3.30%、対象者の第5位株主（2026年3月31日現在の順位をいいます。以下、株主の順位に関する記載において同じです。）、以下「筒井博昭氏」といいます。）により2026年4月20日付で設立された株式会社です。本書提出日現在、筒井博昭氏が、公開買付者の普通株式（100株）の全てを所有しており、筒井博昭氏が、公開買付者の代表取締役社長を務めております。なお、本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておりません。

（注1） 筒井博昭氏は、本書提出日現在、対象者の役員持株会（以下「役員持株会」といいます。）を通じた持分に相当する対象者株式69株（小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しておりますが、かかる対象者株式は、筒井博昭氏が直接に所有するものではなく、当該対象者株式に係る議決権行使の権限は役員持株会にあり、役員持株会が管理し、役員持株会名義の株式であるため、筒井博昭氏の所有株式には含まれておりません。以下、筒井博昭氏の所有株式数において同じです。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的として、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年5月11日に本公開買付けを実施することを決定しました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、筒井博昭氏は、本取引後も継続して対象者の代表取締役社長として対象者の経営にあたることを予定しております。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者のその他の役員との間で本取引後の役員就任について何らの合意も行っておりません。本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、E N E O Sホールディングス株式会社（所有株式数：1,140,000株、所有割合：17.07%、対象者の第1位株主）及び株式会社日新（所有株式数：990,000株、所有割合：14.83%、対象者の第2位株主）（以下、E N E O Sホールディングス株式会社及び株式会社日新を総称して「本不応募合意法人株主」といいます。）との間で、2026年5月11日付で公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（本不応募合意法人株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数：合計2,130,000株、所有割合：合計31.90%、以下「本不応募合意株式（不応募合意法人株主）」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には、本株主総会（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に定義します。以下同じです。）において、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意法人株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨を合意しております。また、本スクイズアウト手続の効力発生後に、本不応募合意法人株主の所有する対象者株式のすべての自己株式取得を実施すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を予定しています。本自己株式取得における本自己株式取得価格については、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意法人株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することにより、公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図し公開買付者から本不応募合意法人株主に提案したものです。当該自己株式取得価格は、本株式併合（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）前の対象者株式1株当たり、E N E O Sホールディングス株式会社については1,980円、株式会社日新については1,987円を予定しています（注2）。本不応募契約（本不応募合意法人株主）の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約（本不応募合意法人株主）」をご参照ください。なお、筒井博昭氏は、本自己株式取得が完了し、対象者が有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、筒井博昭氏の所有する公開買付者の普通株式（100株）を、2026年7月頃に設立する予定の対象者の創業家一族の資産管理会社（以下「筒井家資産管理会社」といいます。）に対して譲渡（以下「本譲渡」といいます。）することを予定しています。そして、本譲渡後に、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。

（注2） 本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意法人株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定していますところ、E N E O Sホールディングス株式会社と株式会社日新とは、法定実効税率及び税務上の取得簿価が異なることから、自己株式取得価格にも差異が生じています。

また、公開買付者は、筒井博昭氏の親族である、丸岡絵里子氏（所有株式数：29,500株、所有割合0.44%）（以下「本不応募合意個人株主」といい、本不応募合意法人株主と本不応募合意個人株主を総称して「本不応募合意株主」といいます。）との間で、2026年5月11日付で公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（不応募合意個人株主）」といいます。）を締結し、本不応募合意個人株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数：29,500株、所有割合：合計0.44%。以下「本不応募合意株式（不応募合意個人株主）」といい、本不応募合意株式（不応募合意法人株主）と本不応募合意株式（不応募合意個人株主）を総称して「本不応募合意株式」（所有株式数：2,159,500株、所有割合：合計32.35%）といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には、本株主総会において、本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨を合意しております。本不応募契約（不応募合意個人株主）の詳細については下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約（不応募合意個人株主）」をご参照ください。

そして、公開買付者は、筒井健司氏（所有株式数：192,800株、所有割合：2.89%、対象者の第6位株主）、筒井敦子氏（所有株式数：117,600株、所有割合：1.76%、対象者の第7位株主）、株式会社コシロ（所有株式数：115,800株、所有割合：1.73%、対象者の第8位株主）、筒井雄一氏（所有株式数：97,660株、所有割合：1.46%）、筒井雅洋氏（所有株式数：75,600株、所有割合：1.13%）、筒井明子氏（所有株式数：60,700株、所有割合：0.91%）、株式会社ブリヂストン（所有株式数：50,000株、所有割合：0.75%）、筒井亮平氏（所有株式数：24,000株、所有割合：0.36%）、筒井孝太郎氏（所有株式数：24,000株、所有割合：0.36%）、有福真衣子氏（所有株式数：20,500株、所有割合：0.31%）、筒井加代子氏（所有株式数：20,500株、所有割合：0.31%）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（所有株式数：20,000株、所有割合：0.30%）、昭和日タン株式会社（所有株式数：20,000株、所有割合：0.30%）、KeePer技研株式会社（所有株式数：20,000株、所有割合：0.30%）、磯部千恵子氏（所有株式数：16,300株、所有割合：0.24%）、東山紀子氏（所有株式数：16,300株、所有割合：0.24%）、東山泰之氏（所有株式数：12,350株、所有割合：0.18%）、東山重之氏（所有株式数：12,350株、所有割合：0.18%）、大野莊一氏（所有株式数：11,000株、所有割合：0.16%）、磯部信介氏（所有株式数：10,500株、所有割合：0.16%）（以下、上記の対象者の株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）計20名との間で、2026年5月11日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数：合計

937,960株、所有割合：合計14.05%、以下「本応募合意株式」といいます。)について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」をご参照ください。

また、公開買付者は、本書提出日現在、株式会社三井住友銀行（所有株式数：250,000株、所有割合：3.74%。以下「三井住友銀行」といいます。）及び横浜ゴム株式会社（所有株式数：25,000株、所有割合：0.37%）（以下、三井住友銀行及び横浜ゴム株式会社を総称して「本応募意向株主」といいます。）より、それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数：合計275,000株、所有割合：合計4.12%）について、本公開買付けに応募する意向の旨の連絡を受けております。但し、本応募意向株主は本公開買付けに応募する旨の意向を示していますが、公開買付者と本応募意向株主との間では何らの事項も合意していません。

さらに、公開買付者は、筒井博昭氏（所有株式数：220,400株、所有割合：3.30%）、筒井博昭氏の親族である筒井俊輔氏（所有株式数：34,600株、所有割合：0.52%。以下「筒井俊輔氏」といいます。）及び筒井博昭氏の親族である筒井和枝氏（所有株式数：29,500株、所有割合：0.44%。以下「筒井和枝氏」といいます。）と、筒井博昭氏、筒井俊輔氏及び筒井和枝氏を総称して、「本応募合意株主（再出資）」といいます。）との間で、2026年5月11日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約（再出資）」といいます。）をそれぞれ締結し、それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数：合計284,500株、所有割合：合計4.26%、以下「本応募合意株式（再出資）」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者は、本応募合意株主（再出資）との間で、本応募合意株主（再出資）がその議決権の全てを保有する会社として2026年7月頃に設立する予定の筒井家資産管理会社を通して、本公開買付けへの応募により取得した対価の範囲内で、その一部を公開買付者に再出資すること（以下「本再出資」といいます。）に合意しております。筒井家資産管理会社への資金提供の方法については、筒井博昭氏が筒井家資産管理会社の普通株式全ての引き受け及び筒井家資産管理会社に対する融資を実施するとともに、筒井俊輔氏及び筒井和枝氏は、筒井家資産管理会社の議決権を伴わない優先株式の引受け又は筒井家資産管理会社に対する融資のいずれか、又はこれらの双方の方法により資金提供を行うことを予定しております。筒井家資産管理会社は、当該資金を原資として、公開買付者に対する出資を行うことを想定しておりますが、本再出資の条件、時期等の詳細については本書提出日現在では未定です（注3）。本応募契約（再出資）の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約（再出資）」をご参照ください。

（注3）本再出資における公開買付者の株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける買付等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である2,210円（ただし、本スクイズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とし、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行われません。

また、本不応募合意法人株主、本不応募合意個人株主、本応募合意株主、本応募意向株主及び本応募合意株主（再出資）の概要については下表をご参照ください。

株主名	所有株式数（株）	所有割合（%）
本不応募合意法人株主	2,130,000	31.90
本不応募合意個人株主	29,500	0.44
本応募合意株主	937,960	14.05
本応募意向株主	275,000	4.12
本応募合意株主（再出資）	284,500	4.26
合計	3,656,960	54.77

以上のとおり、公開買付者は本公開買付けに関して、本不応募合意株主との間で、それぞれが所有する対象者株式の合計2,159,500株（所有割合：合計32.35%）について本公開買付けに応募しない旨、並びに本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）との間で、それぞれが所有する対象者株式の合計1,222,460株（所有割合：合計18.31%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、本応募意向株主より、それぞれが所有する対象者株式の合計275,000株（所有割合：合計4.12%）について本公開買付けに応募する旨の意向を確認しております。

本不応募契約、本応募契約、本応募契約（再出資）の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を2,291,500株（所有割合：34.32%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,291,500株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方で、本公開買付けは対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限は、本基準株式数（6,676,444株）に係る議決権数（66,764個）に3分の2を乗じた数（小数点以下を切り上げ、44,510個）から本不応募合意株式に係る議決権数（21,595個）を控除した議決権数（22,915個）に、対象者の単元株式数である100を乗じた数（2,291,500株）としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者及び本不応募合意株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

また、公開買付者は、下記「9 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、決済の開始日の前営業日前までに、三井住友銀行からの合計11,360百万円を限度とした借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）を行うことにより本公開買付けに係る決済に要する資金を賄う予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三井住友銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、筒井博昭氏の所有する公開買付者の普通株式（100株）の全て、公開買付者が本取引により取得する対象者株式の全て、対象者の所有する対象者の子会社である竹鶴石油株式会社の普通株式の全て、対象者が所有する対象者グループ（「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。）以外の法人の有価証券の全て及び対象者の所有する不動産の全てが担保に供される予定です。なお、本銀行融資に係る融資契約においては、特に対象者の事業の継続に支障をきたすような特殊な条件が定められる予定はなく、一般的な条項が合意される見込みです。

対象者が2026年5月11日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

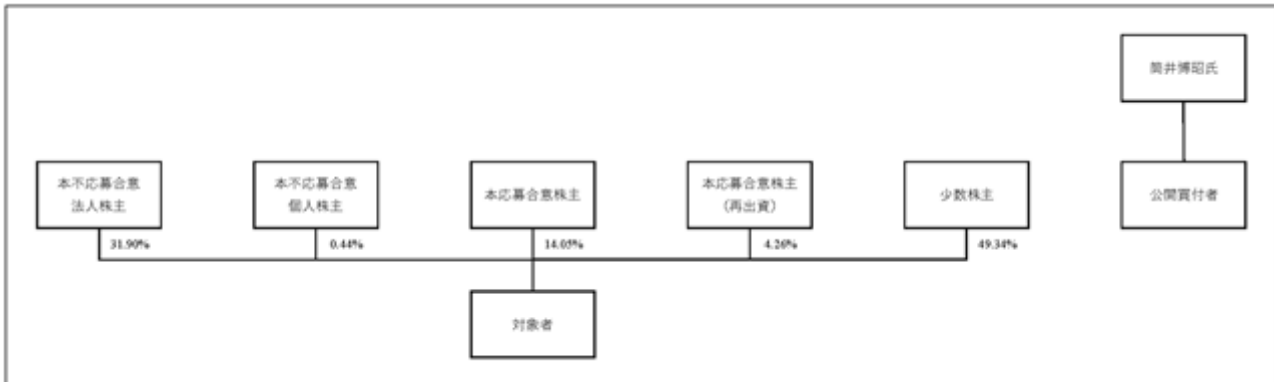
上記対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

<本取引の概要及びストラクチャー図>

以下は、本取引の概要を図示したものです。

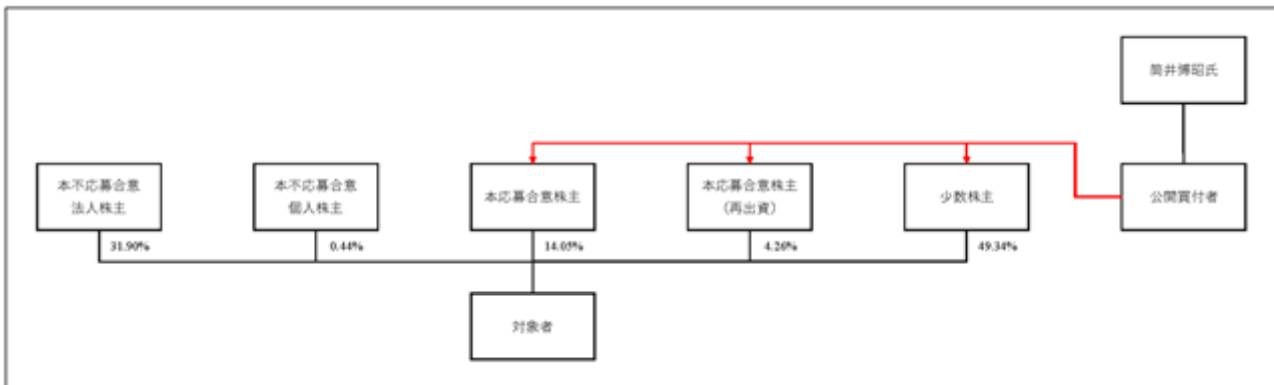
・本公開買付けの実行前（現状）

本書提出日現在において、本不応募合意法人株主が対象者株式2,130,000株（所有割合：31.90%）、本不応募合意個人株主が対象者株式29,500株（所有割合0.44%）、本応募合意株主が対象者株式937,960株（所有割合：14.05%）、本応募合意株主（再出資）が対象者株式284,500株（所有割合：4.26%）、その他の株主が残りの対象者株式3,294,484株（所有割合：49.34%）を所有しております。



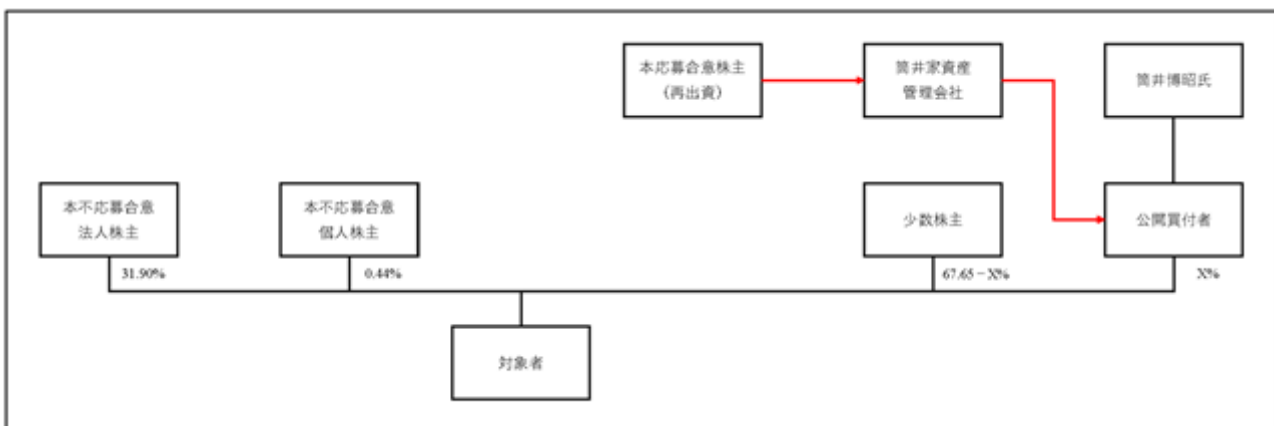
・本公開買付け（2026年5月12日～2026年6月22日）

本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の下限（2,291,500株）を設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。また、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全ての買付け等を行います。



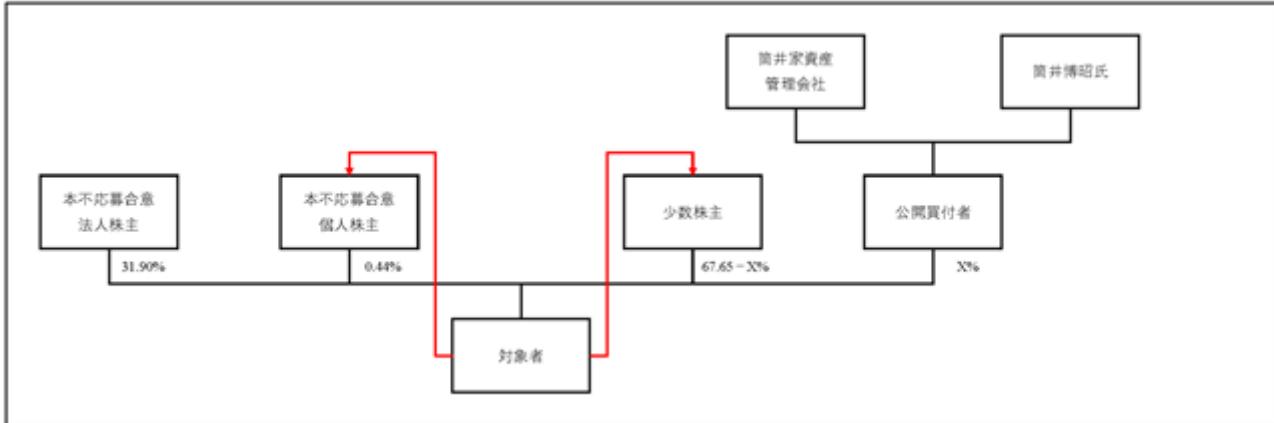
・本再出資（2026年9月頃（予定））

本公開買付けに係る決済の完了後、本応募合意株主（再出資）は筒井家資産管理会社を通じて、公開買付者に再出資することを予定しております。



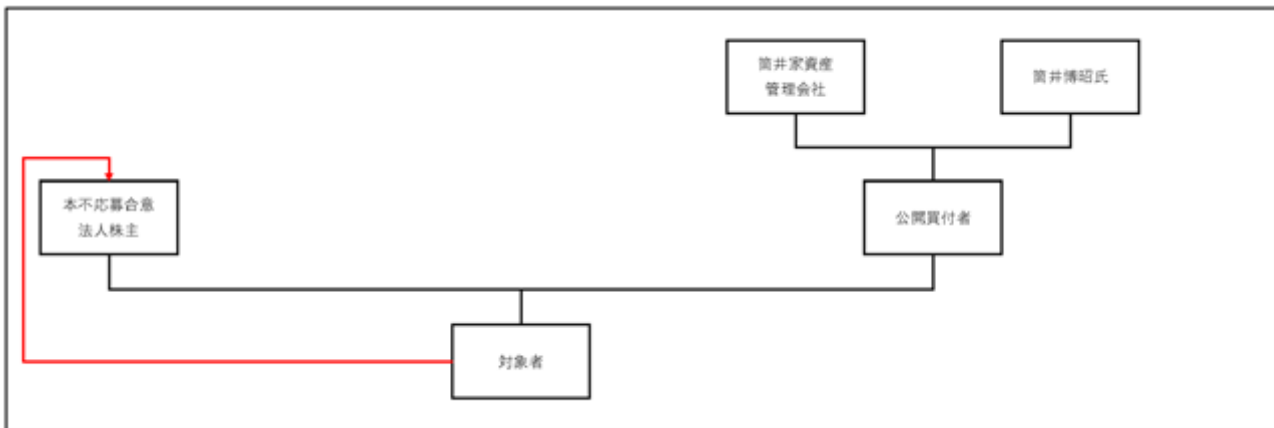
・本株式併合の実施（2026年10月頃（予定））

公開買付者は、本公開買付け成立後、対象者に対して本スクイズアウト手続の実施を要請し、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意法人株主のみとするための本株式併合を実施します。



・本自己株式取得（2026年11月頃（予定））

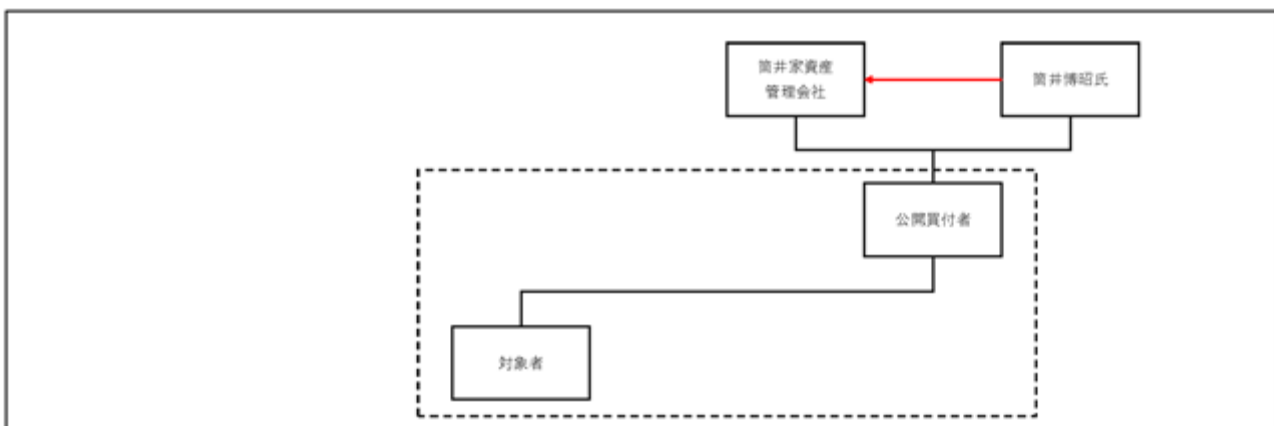
本株式併合後、対象者は、本不応募合意法人株主が所有する対象者株式の全てを対象として本自己株式取得を実施する予定です。



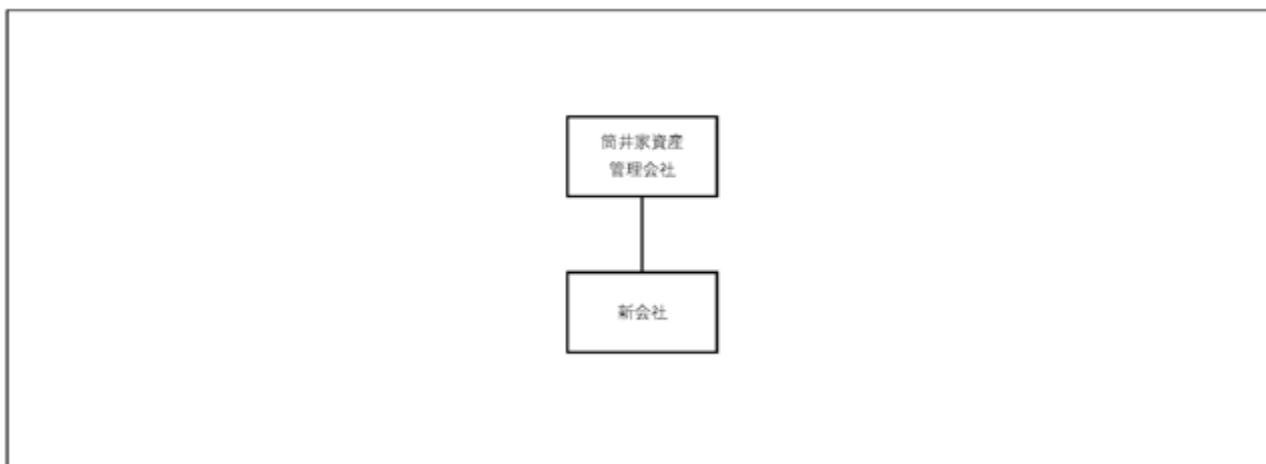
・株式譲渡及び本合併（未定）

本自己株式取得の完了後、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、本譲渡を実行し、その後、公開買付者は本合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については本書提出日現在未定です。

<本合併前>



< 本合併後 >



(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け等後の経営方針は以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

対象者は、1947年8月、油槽タンク、油槽舳（はしけ）及び本船タンカー清掃を目的とする横浜起業株式会社として設立されたとのことですが、1950年2月に商号を日新商事株式会社に変更し、石油製品販売事業が主たる事業となったとのことです。対象者株式は1996年3月に東京証券取引所市場第二部に上場し、その後、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、東京証券取引所スタンダード市場へ市場区分を変更し、現在に至っているとのことです。

本書提出日現在、対象者の企業グループは、対象者、連結子会社7社及び関連会社1社（以下「対象者グループ」といいます。）で構成されており、対象者グループは、企業理念のとおり、「エネルギーがもつ“ものを動かす力”を信じて、暮らしや社会の“つながり”を支えながら、「時代の変化に応じてカタチを変え、新たな価値を作り出す存在へ。関わるすべてのひとの心に寄り添い、ともに笑顔になる未来」を目指して、長きに亘って社会の発展に貢献していると認識しているとのことです。足元では、2021年5月11日に公表した長期ビジョン「nissin Vision 2030」（以下「長期ビジョン」といいます。）において“エネルギー企業として強固な地位の確立”を掲げ、長期ビジョンにおける2025年3月期から2027年3月期までの中期経営計画（以下「中期経営計画」といいます。）フェーズにおいて、企業価値向上経営の進展、サステナビリティ経営の推進を基本戦略とし、対象者グループ一丸となって企業価値向上に取り組んでいるとのことです。

対象者グループは、石油関連事業、再生可能エネルギー関連事業及び不動産事業を展開しており、各事業の概要は以下のとおりとのことです。

(a) 石油関連事業

対象者グループは、「ENEOS」ブランドのサービスステーションを主要都市に展開しており、自動車の燃料供給に加えて、洗車・コーティング、車検及び整備等のサービスを提供しているとのことです。また、LPガスの販売及び関連機器の設置・保守を通じて、家庭用及び業務用のエネルギー需要に対応するサービスを展開しているとのことです。BtoBビジネス（注1）においては、機械装置の安定動作、稼働効率の改善のための産業用の潤滑油や、工場、船舶、発電所をはじめとした各産業の事業者が必要とされる灯油、軽油及び重油等の燃料油の供給を行っているとのことです。

上記の他、機能化学品（注2）の販売や、対象者が取り扱う石油関連製品のノウハウを生かして、農業用の被覆シートをはじめとする農業用資材の販売も行っているとのことです。

（注1） 「BtoB」とは、Business to Businessの略で、企業が企業に対して商品やサービスを提供するビジネスモデルのことを指すとのことです。

（注2） 「機能化学品」とは、半導体材料に代表されるような高耐久、高耐熱、電子特性など特定の高機能を持たせたケミカル製品のことを指すとのことです。

(b) 再生可能エネルギー関連事業

対象者グループは、太陽光発電所の設置に関する全般的なサポート、蓄電池等のソリューションを組み合わせたエネルギーシステムの提供を行うとともに、自社でメガソーラーを運営し、電力のグリーン化（注3）に貢献しているとのことです。また、EFB（Empty Fruit Bunches：空果房）・OPT（Oil Palm Trunk：樹幹）ペレット（注4）を原料とするバイオマス発電燃料事業を展開しており、持続可能なエネルギーの活用を支援しているとのことです。

（注3） 「電力のグリーン化」とは、水力、風力、地熱、バイオマス、太陽光といった自然エネルギーによって発電され、発電時に温室効果ガスを発生させない、あるいは発生しないとみなされている電力を用いることを指すとのことです。

（注4） 「EFB（Empty Fruit Bunches：空果房）・OPT（Oil Palm Trunk：樹幹）ペレット」とは、パーム油搾油後の房の残渣や、樹齢を迎え利用価値のなくなったパーム椰子の樹幹をペレット状にしたバイオマス燃料のことをいうとのことです。

(c) 不動産事業

対象者グループは、オフィスビルやレジデンスの不動産賃貸、物件の新規建設・取得による不動産投資、テナント運営など幅広く不動産事業を展開しているとのことです。また、対象者グループが保有する物件の修繕やリノベーションも行っているとのことです。

対象者グループは、エネルギーの安定供給を最大の使命としながら、幅広い石油の供給にとどまらず、再生可能エネルギー分野における持続可能なエネルギーの活用及び安定的な供給にも果敢に挑戦を続けてきたとのことです。今なお石油は日常生活に欠かせないだけでなく、昨今頻発する災害時において、インフラ寸断時には停止してしまう電気や、爆発のおそれのある液化ガス等と比較して、石油は可燃性に優れ、一般の方にも取扱いが容易であることから、災害時、最初に得られるエネルギーとして最も有用性の高いエネルギーであると認識しているとのことです。太陽光発電設備の設置サポートやバイオマス発電燃料の提供といった取り組みを通じ、持続可能な社会の実現にも積極的に貢献しているとのことです。

一方で、全世界的な脱炭素化への大きな潮流により、対象者グループの石油関連事業を取り巻く環境は着実に厳しさを増しており、中長期的には収益性低下のリスクにも直面しているとのことです。対象者は、上場企業として成長機会の追求と事業ポートフォリオの多角化に取り組んできたとのことです。最近の事業環境の変化に鑑みれば、脱炭素化の大きな潮流の中、石油関連事業に対する資本市場の目線は厳しいと言わざるを得ないと認識しており、サービスステーションの更なる拡充や、大型投資についても足踏みをしているのが実情であるとのことです。対象者株式の非公開化により、今後は資金的にも人的にも限られた経営資源を既存のサービスステーションに関する設備増強やBtoBビジネスへ投下し、コア事業の収益力維持とEFB・OPTペレットのバイオマス発電燃料事業等の成長分野への戦略的投資に振り分けていく必要があると考えているとのことです。

加えて、不安定な中東情勢や米国の通商・外交政策、中国の輸出規制等の地政学リスクの高まりによるエネルギー価格の高騰や原油及び天然ガス市場の不安定化により、石油関連事業を中心とした対象者グループのビジネスモデルは、資本市場から十分な評価を得ることが難しい状況にあると認識しているとのことです。

今後、対象者の長期ビジョンや中期経営計画の目標達成には、経営資源の配分の見直しや外部環境の変化への更なる対応が必要と認識しているとのことで、戦略的な対応施策の検討及びそれを速やかに実行に移すための迅速な経営判断がこれまで以上に求められるものと考えているとのことです。

筒井博昭氏は、このような状況を踏まえ、対象者として選択と集中によるさらなる成長を見据えた戦略の実行が不可欠との認識であり、具体的には以下の施策を実施することが必要と考えております。

() コア事業である石油関連事業に係る安定供給体制の強化とサービスステーションの価値向上

対象者のコア事業である石油関連事業を取り巻く外部環境は、地政学リスクや為替変動等による原油価格の変動リスク、脱炭素化の加速など不確実性が高く、業績の変動リスクが大きいものと認識しております。

しかしながら、同事業は人々の生活を支える社会的基盤となる事業であり、また近年増加している自然災害の対策の観点でも、災害時の物流、電力供給の手段として燃料の安定確保は不可欠であることから、安定インフラとしての同事業の重要性は増加しており、対象者の使命である「エネルギーの安定供給」体制を維持・強化していく必要があると考えております。そのため的手法として、例えば、店舗の無人化やAI活用による業務効率化・高度化を通じたコスト最適化が挙げられます。また、たとえそれらが短期的な収益に直結しにくいものであっても、安定供給の維持・強化に不可欠な設備投資や保全投資を、機動的かつ迅速に判断できる経営体制を確立する必要があると考えております。

加えて、対象者が全国で展開するサービスステーションは、地域に密着した重要な拠点であり、燃料供給にとどまらず、整備・車検・軽整備・カー用品販売など、お客様のカーライフに寄り添う付加価値提供の場として大きなポテンシャルを有しています。提供可能な付加価値を拡大していくことにより、外部環境の変動に左右されにくい強靱な企業体質の確立につながると考えております。

() 事業ポートフォリオの最適化

今後も安定的な収益が期待できる領域や将来的な成長が見込まれる分野については、人的・経済的リソースを重点的に投下し、さらなる事業拡大を図ることが必要であると認識しております。対象者は石油関連事業への収益依存からの脱却を経営方針の1つに掲げ、成長分野と位置付けている再生可能エネルギー関連事業への取り組み強化など持続可能性の高いビジネスモデルの構築を目指していると理解しております。しかしながら、同事業は成長可能性が高い一方で法改正や技術革新等による事業環境の変化が激しく、当該変化が必ずしも安定的な収益性の向上に直結していない状況にあります。エネルギー政策や市場制度、事業支援の枠組み等が比較的短期間で見直されることに加え、技術革新の進展により新規参入者や競争が増加しやすい環境にあることから、事業開始時に想定していた収益構造や競争優位性を中長期的に維持することが必ずしも容易ではありません。そのため、外部環境の動向を注視しながら精査を行い、撤退すべき領域からは適切に撤退しつつ、拡大が見込まれる領域には思い切ったリソース投下を行うことで、変化に強い事業基盤の構築を目指すことが重要と考えております。

() 人材確保・育成・採用強化

かかる状況の下、今後も対象者の競争力を維持・向上させていくためには、不確実性や多様化に適した人材、最先端の専門知識・技術を持つ人材、及び次世代の経営人材の確保・育成が極めて重要であると考えております。そのため、人材育成・採用への積極的な投資が必要不可欠です。また、全従業員の適性を踏まえた専門性向上のための再教育制度の実施や多様な働き方に対応するシステムの構築を通じて、企業成長の基盤となる人材と、対象者の持続的な企業価値向上に資する仕組みを確立してまいります。

一方で、上記の各施策を推進していくにあたっては、経営資源を集中的に投下する必要があり、一定の先行投資が必要とされることから、一時的に収益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的には対象者の業績や財務状況に大きな影響を与えるリスクがあります。従いまして、対象者が上場を維持したまま各施策を大胆に実施した場合には、資本市場から十分な理解や評価を得ることができず、その結果として対象者株式の株価が下落し、対象者株式価値を毀損する可能性があることと認識しております。

また、対象者は株式を公開して以来、優れた人材の確保、知名度及び社会的な信用の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してきたと考えております。しかしながら、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達必要性は当面見込まれていないこと、さらには、長年にわたる取引関係を通じてブランド力や様々な取引先に対する信用力は既に確立できていること、また、採用における評価軸は上場の有無のみで決まるものではないと認識していることから、人材の採用の面から見ても非公開化による不利益は見込まれないと認識しております。これらを踏まえると、対象者が上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況になっていると認識しております。

さらに、株式の上場維持のために必要な人的・経済的コストは近年増加しており、今後も、かかるコストが対象者の経営上のさらなる負担となる可能性も否定できないと認識しております。

上記の事情を勘案し、対象者取締役会に対して対象者株式の非公開化を提案いたしました。対象者株式の非公開化は、対象者の株主に発生する可能性がある株価の下落による株式価値の毀損を回避しつつ、短期的な変動にとらわれることなく、中長期的な成長を見据えた柔軟かつ持続可能な経営を行うことが可能となるという点で、ひいては中長期的な対象者の企業価値向上に資する最も有効な手段であると考えております。

以上の考えの下、筒井博昭氏は、2025年10月下旬に、対象者株式の非公開化に関する初期的な検討を開始いたしました。そして、筒井博昭氏は、本取引に関して検討するにあたり、2025年12月9日に公開買付者、対象者、本不応募合意株主、本応募合意株主及び本不応募合意株主（再出資）（以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。）から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、2025年12月24日に公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を、2026年1月5日に公開買付関連当事者から独立した財務・税務に関するデュー・ディリジェンスを担うアドバイザーとして山田コンサルティンググループ株式会社及び税理士法人山田&パートナーズをそれぞれ選任し、対象者株式の非公開化に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。

また、筒井博昭氏は、対象者株式の非公開化に関する具体的な検討を進め、2026年1月26日、対象者に対し、筒井博昭氏が本取引を申し入れた背景や目的、本取引に係るスキームを記載した法的拘束力を有しない意向表明書（以下「本提案書」といいます。）を提出いたしました。その後、筒井博昭氏は、対象者から、2026年1月27日、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。

そして、筒井博昭氏は、2026年2月上旬から2026年3月下旬まで、対象者グループに対して財務・税務及び法務に関するデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）を実施し、本取引の諸条件等についてさらに具体的な検討を進めました。本デュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報及び対象者の株価の動向を総合的に勘案し、2026年4月3日に筒井博昭氏より、対象者が本取引公表後を基準日とする配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を1,850円（価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,254円に対して47.53%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。））、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,289円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して43.52%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,288円に対して43.63%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,269円に対して45.78%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。これに対して、2026年4月7日、本特別委員会より、対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025年4月7日から2026年4月6日までの対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、一般株主の期待に応えられる水準とは相当に乖離があるとして、提案価格の引上げを要請されました。

その後、2026年4月9日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準を踏まえて、本公開買付価格を1,950円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値の1,274円に対して53.06%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,288円に対して51.40%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,289円に対して51.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,267円に対して53.91%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第2回目の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会より、2026年4月10日、対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025年4月10日から2026年4月9日までの対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、依然として一般株主の期待に応えられる水準とは相当に乖離があるとして、提案価格の引上げを要請されました。

その後、2026年4月16日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準を踏まえて、本公開買付価格を2,050円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,275円に対して60.78%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,282円に対して59.91%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,287円に対して59.29%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,265円に対して62.06%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第3回目の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会より、2026年4月17日、対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025年4月17日から2026年4月16日までの対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、依然として一般株主の期待に応えられる水準とは乖離があるとして、提案価格の引上げを要請されました。

その後、2026年4月20日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準を踏まえて、本公開買付価格を2,120円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,252円に対して69.33%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,275円に対して66.27%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,286円に対して64.85%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,265円に対して67.59%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第4回目の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会より、2026年4月23日、対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025年4月23日から2026年4月22日までの対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、依然として一般株主の期待に応えられる水準とはいえないとして、提案価格の引上げを要請されました。

その後、2026年4月24日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準を踏まえて、本公開買付価格を2,170円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,258円に対して72.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,267円に対して71.27%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,283円に対して69.13%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,264円に対して71.68%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第5回目の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会より、2026年4月27日、対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025年4月25日から2026年4月24日までの対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、一般株主の期待に応えられる十分な水準とはいえないとして、提案価格の引上げを要請されました。

その後、2026年4月28日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準を踏まえて、本公開買付価格を2,210円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,279円に対して72.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,261円に対して75.26%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,281円に対して72.52%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,264円に対して74.84%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第6回目の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会より、第三者算定機関による対象者株式価値の算定結果、対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通し等を総合的に勘案し、2,210円

という公開買付価格は一般株主にとって公正な価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると判断したことから、本取引の公表日である2026年5月11日の前営業日において、第三者算定機関による対象者株式価値の算定結果、対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通し等を改めて検証することを前提に、2026年4月30日時点においては当該提案価格に応諾する旨の返答を受けました。

その後、本特別委員会より、2026年5月8日、第三者算定機関による対象者株式価値の算定結果、対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通し等を改めて検証し、本公開買付価格を2,210円とする第6回目の提案価格は、一般株主にとって公正な価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると判断し、当該提案価格に応諾する旨の返答を受けました。

また、公開買付者は、2026年3月下旬から2026年5月上旬にかけて、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）との間で面談し、本取引の意義・経緯を説明した上で、本公開買付けへの応募の打診をするとともに、本応募契約及び本応募契約（再出資）の締結に向けた協議を開始し、本応募契約及び本応募契約（再出資）締結に向けた協議交渉を行いました。そして、公開買付者は、2026年5月8日に、本特別委員会より、本公開買付価格を2,210円とすることに応諾する旨の返答を受け、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）に対して、口頭にて、本公開買付価格を提示しました。これに対して、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）からは、本公開買付価格に対する異議が述べられず、本応募契約及び本応募契約（再出資）締結の意向が示されたため、2026年5月11日に本公開買付価格を2,210円とする内容で本応募契約及び本応募契約（再出資）を締結するに至りました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2026年5月11日、本公開買付価格を2,210円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

（ ）算定の経緯

公開買付者は、本デュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向、対象者及び本特別委員会との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見通しを総合的に勘案して、2026年5月11日、本公開買付価格を2,210円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、上記のとおり財務情報等の客観的な資料を参考にする等、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者及び本特別委員会との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオン等は取得していません。本公開買付価格2,210円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月8日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,250円に対して76.80%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,260円に対して75.40%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,277円に対して73.06%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,261円に対して75.26%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格2,210円は、本書提出日の前営業日である2026年5月11日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,375円に対して60.73%のプレミアムを加えた価格となります。

（ ）算定の基礎

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

上記「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおりです。

【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

() 検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年1月26日に筒井博昭氏より、本提案書の提出を受けたことから、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「 対象者における独立した法律事務所からの助言」及び「 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言」に記載のとおり、本取引における対象者及び対象者取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、2026年1月27日開催の対象者取締役会決議により、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして T M I 総合法律事務所を、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社 A G S コンサルティング（以下「A G S」といいます。）を、また、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関として東京共同会計事務所をそれぞれ選任したとのことです。

さらに、対象者は、本取引がマネジメント・バイアウト（M B O）に該当し、対象者又は対象者の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が存在するため、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2026年1月27日開催の対象者取締役会決議に基づき、本取引の提案を検討するための本特別委員会（本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築したとのことです。

その後、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2026年2月10日開催の本特別委員会において、対象者のリーガル・アドバイザーである T M I 総合法律事務所、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである A G S 及び対象者の第三者算定機関である東京共同会計事務所についてその独立性、専門性及び実績に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けたとのことです。加えて、対象者は、2026年1月26日付で筒井博昭氏から本提案書を受領して以降、公開買付者、本不応募合意株主、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を対象者の社内構築するとともに、2026年2月10日、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題ないことについて本特別委員会の承認を受けたとのことです（対象者における独立した検討体制の構築についての詳細は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した検討体制の構築」をご参照ください。）。

() 検討・交渉の経緯

対象者は、上記の体制の下、対象者の経営環境及び事業の状況等を踏まえ、本取引の是非や本公開買付価格を含む本取引の諸条件の公正性について、T M I 総合法律事務所、A G S 及び東京共同会計事務所からの助言を受けながら、公開買付者との間で継続的に協議及び交渉を行い、慎重に検討を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、2026年1月27日に本特別委員会を設置して以降、本特別委員会における検討・協議を進めたとのことです。本特別委員会は、2026年2月25日、筒井博昭氏に対して本取引の背景・目的、公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策及びその他本取引の諸条件等を含む書面による質問事項を送付し、2026年3月6日に書面による回答を受領したとのことです。本特別委員会は、当該回答内容を検討の上、2026年3月9日に筒井博昭氏に対して本取引のストラクチャー、対象者株式を非公開化することによる対象者事業への影響及び公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策等を含む書面による追加質問事項を送付し、2026年3月11日に書面による回答を受領したとのことです。さらに、本特別委員会は、2026年3月11日に筒井博昭氏と直接面談を実施し、当該質問事項及び当該追加質問事項に対する回答を踏まえ、質疑応答を行ったとのことです。

また、本公開買付価格については、対象者は、2026年4月3日に筒井博昭氏から、対象者が本取引公表後を基準日とする配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を1,850円とする旨の提案を受けて以降、筒井博昭氏及び公開買付者との間で上記「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、協議・検討を重ねてきたとのことです。

具体的には、2026年4月3日、筒井博昭氏より、本公開買付価格を1,850円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,254円に対して47.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,289円に対して43.52%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,288円に対して43.63%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,269円に対して45.78%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の初回の価格提案書を受領したとのことです。これに対して、2026年4月7

日、本特別委員会は、対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025年4月7日から2026年4月6日までの対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、一般株主の期待に応えられる水準とは相当に乖離があるとして、提案価格の引上げを要請したとのことです。

その後、2026年4月9日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を1,950円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値の1,274円に対して53.06%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,288円に対して51.40%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,289円に対して51.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,267円に対して53.91%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第2回目の価格提案書を受領したとのことです。これに対して、本特別委員会は、2026年4月10日、2025年4月10日から2026年4月9日までの対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、依然として一般株主の期待に応えられる水準とは相当に乖離があるとして、提案価格の引上げを要請したとのことです。

その後、2026年4月16日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を2,050円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,275円に対して60.78%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,282円に対して59.91%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,287円に対して59.29%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,265円に対して62.06%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第3回目の価格提案書を受領したとのことです。これに対して、本特別委員会は、2026年4月17日、対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025年4月17日から2026年4月16日までの対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、依然として一般株主の期待に応えられる水準とは乖離があるとして、提案価格の引上げを要請したとのことです。

その後、2026年4月20日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を2,120円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,252円に対して69.33%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,275円に対して66.27%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,286円に対して64.85%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,265円に対して67.59%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第4回目の価格提案書を受領したとのことです。これに対して、本特別委員会は、2026年4月23日、対象者株式の株式価値の試算結果、2025年4月23日から2026年4月22日までの対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通し等を総合的に勘案し、第4回提案価格は、依然として一般株主の期待に応えられる水準とはいえないとして、提案価格の引上げを要請したとのことです。

その後、2026年4月24日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を2,170円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,258円に対して72.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,267円に対して71.27%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,283円に対して69.13%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,264円に対して71.68%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第5回目の価格提案書を受領したとのことです。これに対して、本特別委員会は、2026年4月27日、対象者株式の株式価値の試算結果、2025年4月25日から2026年4月24日までの対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通し等を総合的に勘案し、第5回提案価格は、一般株主の期待に応えられる十分な水準とはいえないとして、提案価格の引上げを要請したとのことです。

その後、2026年4月28日、筒井博昭氏より、対象者の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を2,210円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,279円に対して72.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,261円に対して75.26%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,281円に対して72.52%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,264円に対して74.84%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第6回目の価格提案書を受領したとのことです。これに対して、本特別委員会は、第三者算定機関による対象者株式価値の算定結果、対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通し等を総合的に勘案し、2,210円という公開買付価格は一般株主にとって公正な価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると判断したことから、本取引の公表日である2026年5月11日の前営業日において、第三者算定機関による対象者株式価値の算定結果、対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通し等を改めて検証することを前提に、2026年4月30日時点においては当該提案価格に応諾する旨の返答をしたとのことです。

その後、本特別委員会は、2026年5月8日、第三者算定機関による対象者株式価値の算定結果、対象者株式の市場価格の動向及び対象者のビジネスの将来見通し等を改めて検証し、本公開買付価格を2,210円とす

る第6回目の提案価格は、一般株主にとって公正な価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると判断し、当該提案価格に応諾する旨の返答をしたとのことです。

() 判断の内容

以上の経緯の下、対象者は、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年5月8日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

また、対象者は、第三者算定機関である東京共同会計事務所から、2026年5月8日付で対象者株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の提供を受けたとのことです(本株式価値算定書の概要については、上記「買付け等の価格の算定の経緯及び基礎」をご参照ください。)

その上で、対象者は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、AGSから受けた財務的見地からの助言及び東京共同会計事務所から取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載の公開買付者が企図する施策の内容は合理的であり、本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

ア コア事業である石油関連事業に係る安定供給体制の強化とサービスステーションの価値向上

上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、全世界的な脱炭素化への大きな潮流により、対象者グループの石油関連事業を取り巻く環境は着実に厳しさを増しており、中長期的には収益性低下のリスクに直面しているとのことです。また、地政学リスクの高まりによるエネルギー価格の高騰や原油及び天然ガス市場の不安定化により、石油関連事業を中心とした対象者グループのビジネスモデルは、資本市場から十分な評価を得ることが難しい状況にあると認識しているとのことです。

対象者としては、店舗の無人化やAI活用による業務効率化・高度化は、サービスステーションの人材確保や業務の効率化といった課題に大きな貢献が期待でき、ひいては対象者の使命であるエネルギーの安定供給に資すると考えているとのことです。また、洗車・カーコーティング、車検及び整備といったサービスステーションの基盤サービスを軸に、各地域の顧客特性やニーズに応じたサービスメニューの最適化を図り、店舗複合化や関連サービスの拡充等、付加価値提供を強化することで、外部環境の変動に左右されにくい収益構造の構築を図ることができると考えているとのことです。加えて、EV向け急速充電設備の導入等についても、石油元売業者の施策との整合を踏まえつつ、立地条件や利用動向を勘案しながら、段階的に検討・推進していくことで、従来の内燃機関車ユーザーに加え、EVユーザーにとっても利便性の高い拠点としての機能を高め、将来的なモビリティ環境の変化にも柔軟に対応することが可能になると考えているとのことです。

しかしながら、上記店舗の無人化、AI活用、店舗複合化、EV向け急速充電設備の導入のいずれもサービスステーション事業への先行投資が必要となり、また、石油関連事業の競争環境は依然として厳しいことから、脱炭素化の潮流が続く限り、これらの施策の実施と上場会社として資本市場から評価を得ることとの両立は容易ではないと考えており、企業価値の向上に繋げるまでには相当の時間を要すると考えているとのことです。

対象者株式を非公開化することで、短期的な業績や株式価値の変動に過度に左右されることなく、エネルギーの安定供給という社会的役割と、中長期的な企業価値の向上を両立させる観点から、持続可能な経営判断を行っていくことが可能になる点で、本取引は対象者にとってメリットがあると考えているとのことです。

イ 事業ポートフォリオの最適化

上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者グループは、再生可能エネルギー分野における持続可能なエネルギーの活用及び安定的な供給のためには、限られた経営資源を既存のコア事業の収益力維持と成長分野への戦略的投資に振り分けていく必要があると考えているとのことです。一方で再生エネルギー分野の事業環境については成長可能性が見込まれるものの、法制度や技術動向等の外部環境の変化に大きく影響されることから、収益性の見通しが不安定になりやすい分野であると認識しているとのことです。そのため、今後法改正や制度運用の変更等により、収益性の低下や将来見込みが変動する可能性があるとのことです。このような状況を踏まえ、対象者は「選択と集中」をより推進し、適切な撤退と成長分野への戦略的なリソースを投下していく方針があるとのことです。具体的には、バイオマス燃料分野において、PKS (Palm Kernel Shell : パーム椰子殻) (注5) から一部撤退し、成長領域であるEFB (Empty Fruit Bunches : 空果房)・OPT (Oil Palm Trunk : 樹幹) ペレットへの戦略的な投資を進めていくとのことです。

(注5) 「PKS (Palm Kernel Shell : パーム椰子殻)」とは、パーム油の製造過程において、果実の核(パームカーネル)から分離される殻を原料とするバイオマス燃料です。

しかしながら、これらの事業ポートフォリオの最適化を安定的な収益に繋げていくためには相応の期間を要するため、足元では短期的な目線での各事業の事業効率の向上を図るにとどまっております。また、脱炭素化の取り組みを意識するあまり、不採算事業の抜本的な見直しまでには至っており、柔軟かつ機動的なポートフォリオ運営は困難な状況にあるとのことです。

上記アと同様に、対象者株式を非公開化することで、短期的な業績や株式価値の変動を過度に意識することなく、上記の事業撤退と戦略的投資を推進することが可能となる点で、本取引は対象者にとってメリットがあると考えているとのことです。

ウ 人材確保・育成・採用強化

上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、今後、対象者の長期ビジョンや中期経営計画の目標達成には、経営資源の配分の見直しや外部環境の変化への更なる対応が必要と認識しており、そのためには、戦略的な施策の検討及びそれを速やかに実行に移すための迅速な経営判断がこれまで以上に求められるものと考えているとのことです。そして、上記ア及びイの施策の実行を含む経営判断を実現するための専門性の高い優秀な人材を獲得・定着させる観点から、職務内容や専門性、成果に応じた評価制度及び報酬体系の見直しを含めた人事制度の高度化についても検討していく必要があると認識しているとのことです。一方で、人材面において、業界全体として賃金水準の上昇が続いていると認識しており、人材確保の困難さは一層高まっていくと考えているとのことです。賃上げ、全従業員の適性を踏まえた再教育制度及び多様な働き方に対応する環境整備といった施策については、その投資効果が中長期的に顕在化する一方で、短期的には費用先行となるおそれがあり、上場維持下においては、短期的な業績に関する株主に対する説明責任が強く求められるため、これらの施策に関する投資のタイミング及び投資規模が制約される可能性があるとのことです。

対象者としては、人材への投資を最重要課題の一つと位置付けているところ、上記ア及びイと同様に、対象者株式を非公開化することで中長期的視点での投資判断を行うことが可能になる点で、本取引は対象者にとってメリットがあると考えているとのことです。

一方で、本取引を通じて対象者株式を非公開化することによるデメリットについても検討したとのことです。具体的には、本取引の実施により、対象者は上場廃止となることが企図されているところ、これにより、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなること、上場会社としての社会的な信用や知名度を前提とした従業員の採用・既存の従業員の定着及び取引先の維持・拡大等に悪影響を及ぼす可能性があること、上場時と比較してコンプライアンス体制が弱体化する可能性があること、本不応募合意法人株主との資本関係が解消されることによる石油関連事業への影響について検討したとのことです。

この点、について、対象者の現在の事業活動において、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は低いことから、支障はないと考えているとのことです。について、対象者グループの従業員は、社会活動に必要なエネルギーを安定的に供給するという対象者グループの役割にやりがいを感じて入社を希望する方が多いと認識しており、対象者への入社理由は必ずしも上場企業であることには限られないこと、また、既存の従業員の定着について、近時は働く環境、処遇及び業務のやりがい等を重視する傾向がみられると認識していることから、大きなデメリットではないと考えているとのことです。また、上場廃止による取引先等に対する影響についても、対象者の業界内における高い知名度・ブランド力を踏まえると、大きな悪影響はないと考えているとのことです。さらに、について、対象者は、対象者株式が上場廃止となった後も筒井博昭氏が対象者の代表取締役として経営に関与して引き続き企業価値の向上に必要なガバナンス体制を維持する想定であり、特段支障はないと考えているとのことです。加えて、について、対象者

としては、E N E O Sホールディングス株式会社が公表した2025年5月12日付「第4次中期経営計画」においては「石油製品の安定供給の重要性は当面継続」と掲げられているため、本取引後も対象者の事業戦略やE N E O Sホールディングス株式会社との取引関係は引き続きE N E O Sホールディングス株式会社の経営方針と整合しており、事業上の相互利益の関係に変わりはないことから、取引関係や事業運営に直接的な影響はないと考えているとのことであり、また、株式会社日新については、長年の取引関係の構築により、資本関係を解消したとしても取引関係に影響はないと考えているとのことです。

以上のことから、対象者は、2026年5月11日の取締役会において、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断したとのことです。

また、対象者は、中長期的な視点から対象者の企業価値を向上させるためには、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により対象者株式を非公開化し、短期的な株式市場からの評価にとらわれずに各施策に迅速に取り組むことができる経営体制を構築することが必要であると考えているとのことです。そして、上記の各施策を効率的に実施するためには、対象者の事業内容及び事業環境を熟知している対象者の代表取締役社長である筒井博昭氏が、今後も対象者の経営と支配の双方を実質的に担うことには合理性があると判断したとのことです。

対象者は、以下(ア)乃至(カ)に記載の点から、本公開買付価格(2,210円)は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(ア) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書における対象者株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格が、市場株価法及び類似企業比較法の上限値を上回り、かつ、DCF法に基づく1株当たり株式価値レンジの中央値を上回っていること

(イ) 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年5月8日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値1,250円に対して76.80%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,260円に対して75.40%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,277円に対して73.06%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,261円に対して75.26%のプレミアムが加算されたものであり、かかるプレミアム水準は、他社の類似取引事例におけるプレミアム割合の平均値(注6)と比較すると、公表日の前営業日の終値、並びに公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において、いずれもこれを上回っていること、また、対象者株式の上場来最高値である1,810円(1996年3月6日、及び同年5月30日の取引時間中の最高値)に対しても22.10%のプレミアムが付されていることに鑑みると、本公開買付価格に付されたプレミアムは、合理的かつ妥当なものと評価できること

(注6) 経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降、2026年4月28日までの間に公表され成立した非公開化を目的とした公開買付け事例(公開買付け実施前に公開買付者が所有する対象者株式の議決権保有比率が3分の1未満、かつ公開買付け実施後の議決権保有比率が3分の2以上の案件を対象としており、自己株公開買付け案件及びディスカウント公開買付け案件は除外しております。)172件におけるプレミアム割合を参照した結果、これらの事例における公表前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム平均値は、順に52.44%、54.19%、56.23%、56.87%とのことです。

(ウ) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格は、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること

(エ) 本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、対象者と筒井博昭氏及び公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること

(オ) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会より取得した本答申書においても、本公開買付価格は公正なものであると考えられる旨の意見が示されていること

(カ) 本公開買付価格は、対象者の2026年3月31日現在の連結簿価純資産から算出した1株当たり純資産額3,931.33円(小数点以下第三位を四捨五入)を約43.78%下回っているものの、純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えているとのことです。また、対象者の資産には、棚卸資産、サービスステーションを運営している所有物件及びその他賃貸等不動産などの流動性の低い事業用資産が相応に含まれていることを踏まえると、対象者を清算する場合、現実的には簿価よりも相当程度低い金額でなければ換価することができないことが見込まれるとのことです。これらの資

産売却の困難性に加えて、清算に付随するその他のコスト（清算事務に係る人件費、従業員に対する割増退職金、保有するサービスステーションの解体費用・土壌汚染対策費、工場設備の撤去費用、賃借不動産の原状回復費用、海外子会社を含めた事業清算のための弁護士等の専門家費用等）も加味した相応な追加コストが発生することが考えられること等を考慮すると、仮に対象者を清算する場合には、連結簿価純資産額からの相当程度の毀損が見込まれるとのことです（なお、対象者においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得等を行っていないとのことです。）。したがって、本公開買付価格が2026年3月31日現在の連結簿価純資産から算出した1株当たり純資産額を下回っていることをもって、本公開買付価格の公正性を否定する理由にはならないと考えているとのことです。

なお、対象者は、2025年10月31日付「特別損失（固定資産減損損失）の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月期中間期において、固定資産減損損失を計上しており、2025年11月11日付「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月期通期連結業績予想数値を修正しているとのことです。また、2026年2月27日付「持分法適用関連会社の異動（株式譲渡）及び特別損失（関係会社株式売却損）の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者の持分法適用関連会社であるJリーフ株式会社の保有株式の全ての譲渡に伴い、2026年3月期の連結決算において、関係会社株式売却損を計上し、2026年3月30日付「連結子会社の事業活動停止および特別損失の計上見込に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者連結子会社であるJJ FUEL SUPPLY SDN.BHD.の事業活動停止に伴い、特別損失を計上する見込みとなったことを公表しているとのことです（以下、総称して「本件各プレスリリース」といいます。）。もっとも、本件各プレスリリースのうち、上記及びについては本取引の検討を開始する前の事象であり、また、上記及びも含めた本件各プレスリリースに記載の事項はいずれも本取引の検討とは無関係の要因によるものであるとともに、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で公表したのではないとのことです。したがって、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の東京共同会計事務所による市場株価法の算定及び上記プレミアム水準の判断において、本件各プレスリリースの公表日以降の対象者株価を考慮することに問題はないと考えているとのことです。

以上より、対象者は、2026年5月11日の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、かかる対象者取締役会決議は、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の実施により対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

【公開買付け後の経営方針】

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、筒井博昭氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたり、引き続き対象者の代表取締役に就任することを予定しており、上記「公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各経営施策を推進する予定です。なお、本書提出日現在において、公開買付け者と対象者のその他の取締役との間には、本取引後の役員就任や処遇について何らの合意も行っておりません。本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本書提出日現在で決定・想定しているものではなく、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

また、従業員の方々については、本書提出日現在では具体的に決定している事項はございませんが、本取引後もこれまでと同等の水準の処遇を提供すべく、インセンティブ・プランや福利厚生制度の実施を検討してまいります。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）（以下「MoM」といいます。）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてMoMの買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所に対して、対象者株式の価値算定を依頼し、2026年5月8日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、東京共同会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。東京共同会計事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係る東京共同会計事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

東京共同会計事務所は、対象者株式の株式価値の算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。東京共同会計事務所は、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を用い、比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用い、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウントキャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、対象者株式の株式価値を算定したとのことです。東京共同会計事務所が上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 1,260円から1,277円
類似会社比較法 : 1,559円から1,651円
DCF法 : 2,019円から2,315円

市場株価法では、算定基準日を2026年5月8日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,260円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,277円、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,261円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,260円から1,277円までと算定しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業と不動産事業とでは、それぞれが負っている事業リスクが異なることから、事業別に事業価値を算定して合算するサム・オブ・ザ・パーツ法を採用しているとのことです。具体的には、石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業については類似会社比較法を採用して事業価値を算定し、不動産事業については、売却予定の不動産については売却想定価格を、継続保有予定の不動産については賃貸等不動産の時価情報に基づいた評価額（以下、これらを纏めて「不動産価格に類する情報等」といいます。）を事業価値とみなし、それらを合算して事業価値及び株式価値を算定しているとのことです。石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業における類似会社比較法においては、対象者と比較的類似する事業を営む類似上場企業として三愛オブリ株式会社、カメイ株式会社、シナネンホールディングス株式会社及びサンリン株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAマルチプルを用いて、対象者株式の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲を1,559円から1,651円と算定しているとのことです。

そして、DCF法では、類似会社比較法と同様に、サム・オブ・ザ・パーツ法を採用しているとのことです。具体的には、石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業についてはDCF法を採用して事業価値を

算定し、不動産事業については、不動産価格に類する情報等を事業価値とみなし、それらを合算して事業価値及び株式価値を算定しているとのことです。石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業におけるDCF法においては、対象者の2026年3月期実績数値及び対象者が足元の収益環境及び対象者の業績等を踏まえて本書提出日現在で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した2027年3月期から2029年3月期までの3期分の石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業の事業計画（以下、これらを纏めて「本事業計画」といいます。）における財務予測、対象者の直近までの財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年3月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業の事業価値を算定しているとのことです。また、不動産事業については、不動産価格に類する情報等に基づく評価額を事業価値とみなしているとのことです。これらの事業価値を合算して株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,019円から2,315円までと算定しているとのことです。割引率は加重平均資本コストとし、7.24%～8.85%を採用しており、追加的なリスクプレミアムは考慮していないとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長法及び乗数法を採用しているとのことです。永久成長法では永久成長率を、外部環境等を総合的に勘案の上、0.5%～0.5%とし、継続価値を2,264百万円から3,305百万円と算定しているとのことです。乗数法では企業価値に対するEBITDAの倍率を、類似会社比較法で選定した上場企業の水準を勘案の上、4.63倍～5.66倍とし、継続価値を3,261百万円から4,183百万円と算定しているとのことです。

また、非事業用資産として、資金繰り表の分析等により把握した必要現預金を現預金残高から控除して推定される余剰現預金、売却に制約がない投資有価証券などを対象者の企業価値に加算しているとのことです。なお、売却に制約がある投資有価証券については受取配当金の額をフリー・キャッシュ・フローに加算することにより評価しているとのことです。

東京共同会計事務所がDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。当該財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。売上高は2027年3月期に34,735百万円（対前年比10.4%減少）、営業利益は2027年3月期に49百万円（対前年比589百万円増加）、EBITDAは2027年3月期に594百万円（対前年比597百万円増加）となることを見込んでいるとのことです。これは、当該期にて対象者の連結子会社であるJJ FUEL SUPPLY SDN.BHD.における事業の撤退や連結子会社であるNSM諏訪ソーラーエナジー合同会社の太陽光発電設備の復旧による効果等が見込まれているためとのことです。また、営業利益は2029年3月期に120百万円（対前年比114.3%増加）となることを見込んでいるとのことです。これは、再生可能エネルギー関連事業のうちバイオマス（EFB・ペレット）事業の利益改善が見込まれているためとのことです。フリー・キャッシュ・フローは運転資本の資金化が鈍化することにより2028年3月期に343百万円（対前年比87.6%減少）となることを見込んでおり、設備投資予定額が減少することにより2029年3月期に556百万円（対前年比62.0%増加）となることを見込んでいるとのことです。なお、本取引により実現することが期待されるシナジー効果については、本書提出日現在において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していないとのことです。

また、本事業計画は、本取引において使用することを目的として、対象者における独立した社内検討体制の下、策定されたものであり、足元の事業環境を踏まえて努力要素を十分に織り込んだ上で実現可能性を見込むことができる計画数値が設定されているところ、本特別委員会が、作成の前提、内容等について対象者に質疑応答を行った上で、その合理性について確認及び承認を行っているとのことです。本事業計画における財務予測の設定においては、石油関連事業では、石油及び石油派生分野における対象者の様々な強みを踏まえた成長余地があるものと考えているとのことで、業績実績から緩やかに成長する計画としているとのことです。また、再生可能エネルギー関連事業では、系統蓄電池の需要を取り込むことによる売上高の増加、及び、事業ポートフォリオの見直しによる経営資源の集中によって、収益性が向上する計画としているとのことです。なお、本事業計画は、当初2026年2月に作成し、同年3月30日の対象者の連結子会社の事業活動停止及び対象者の特別損失計上見込の公表を踏まえて内容を更新しているとのことです。なお、本事業計画における2026年3月期の事業計画値の経常利益については、対象者の持分法適用関連会社であったJリーフ株式会社の全株式譲渡により、第3四半期まで計上した持分法投資損失を特別損失（関係会社株式売却損）に振り替えたこと等により、2026年3月期の連結業績予想の数値から上方修正された数値となっているとのことです。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (3ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期
売上高	9,067	34,735	34,549	35,515
営業利益	285	49	56	120
EBITDA	148	594	600	663
フリー・キャッシュ・フロー	12	2,765	343	556

(注) 2026年3月期(3ヶ月)の財務予測について、売上高、営業利益及びEBITDAは、2026年3月期(12ヶ月)の実績値(累計値)から2025年12月末までの実績値(累計値)を控除した数値を使用しているとのことです。また、フリー・キャッシュ・フローは、2026年3月期(3ヶ月)及び2027年3月期から2029年3月期の売上高、営業利益及びEBITDAを基に計算しているとのことです。

(注) 不動産事業については、不動産価格に類する情報等に基づく評価額を事業価値とみなし、事業価値に合算するサム・オブ・ザ・パーツ法を採用していることから、上記の財務予測の数値は、DCF法を適用した石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業のみに係る数値であり、不動産事業に係る数値は含まれていないとのことです。

(注) 東京共同会計事務所は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による本書提出日現在で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するために、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。TMI総合法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るTMI総合法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会において、TMI総合法律事務所を対象者のリーガル・アドバイザーとすることについて承認しているとのことです。

対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして、AGSを選任し、AGSから、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点についての助言や、財務的見地からの助言を受けているとのことです。AGSは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るAGSに対する報酬には、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。しかし、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合でも対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等を勘案すれば、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断のもと、上記の報酬体系によりAGSを対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして選任しているとのことです。また、本特別委員会において、AGSを対象者のファイナンシャル・アドバイザーとすることについて承認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

() 特別委員会設置の経緯

対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け後の経営方針」の「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引がマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、対象者又は対象者の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が典型的に存在するため、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2026年1月27日開催の対象者取締役会決議に基づき、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した委員である津國伸郎氏(対象者社外取締役兼独立役員(監査等委員)、極東証券株式会社社外監査役)、宮部よしみ氏(対象者社外取締役兼独立役員(監査等委員)、税理士、湘南信用金庫非常勤監事)及び弁護士として法律に関する高い見識を有する小久保崇氏(弁護士 小久保法律事務所)の3名によって構成される本特別委員会を設置したとのことです。

そして、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性(本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(b)本取引の取引条件の公正性(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引条件が公正なものとなっているかを含む。)に関する事項、(c)本取引の手續の公正性(取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられているかを含む。)に関する事項、及び、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本取引が一般株主にとって公正であるか否か(以下(a)乃至(d)の事項を「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

また、本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の意見を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこととし、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引を行う旨の意思決定を行わないこととする旨を決議しているとのことです。併せて、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a)対象者の費用負担の下、本取引に係る調査を行うことができる権限、(b)本特別委員会自ら取引関係者と協議・交渉することができ、また、本特別委員会の判断により、対象者の役職員(利益相反のおそれがないものに限る。)をして、上記協議・交渉に関与させることができる権限、(c)議事運営上の便宜の観点から、特別委員会に対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができる権限、(d)本特別委員会が必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、並びに、本取引に係る対象者のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限をそれぞれ付与しているとのことです。なお、本特別委員会の各委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定額のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

() 特別委員会における検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月10日から2026年5月8日まで合計12回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は、まず、2026年2月10日、リーガル・アドバイザーとしてのTMI総合法律事務所、ファイナンシャル・アドバイザーとしてのAGS、並びに第三者算定機関としての東京共同会計事務所について、公開買付関連当事者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれを対象者のアドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認したとのことです。また、本特別委員会は、必要に応じて対象者のアドバイザー等から専門的助言を得ることを確認したとのことです。さらに、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制についても、対象者から説明を受けた上で、独立性・公正性の観点から問題がないことを確認し、承認したとのことです。

本特別委員会は、TMI総合法律事務所から、特別委員会の設置が求められる背景、特別委員会の役割等についての説明を受け、本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意事項等についての法的助言を踏まえ、本取引における手續の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。また、本特別委員会は、筒井博昭氏及び公開買付者並びに対象者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行うとともに、筒井博昭氏に対して本取引の背景・目的、公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策及びその他本取引の諸条件等を含む質問事項を送付し、回答を受けたとのことです。その後、筒井博昭氏に対して本取引を実施するメリット及び公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策等を含む追加質問事項を送付し、本特別委員会は、筒井博昭氏と直接面談をして、当該質問事項及び当該追加質問事項を踏まえた本取引の内容、背景、意義・目的、本取引後に検討している施策の内容について、説明を受けたとのことです。

その上で、対象者に対して本取引の背景・目的、本取引を行うことを必要と考える理由、本取引実施後の経営体制及び実施予定の施策等の対象者としての認識についてインタビューを実施したとのことです。

また、本特別委員会は、本事業計画について、公開買付者、本不応募合意株主、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）から独立した者によって作成されていることを確認するとともに、対象者から重要な前提条件について説明を受け、最終的な本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認し、承認しているとのことです。

本特別委員会は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、対象者が、2026年4月3日に筒井博昭氏から本公開買付価格を1,850円とする提案を受領して以降、対象者の第三者算定機関である東京共同会計事務所による対象者株式の価値算定の結果や公開買付者との交渉方針等を含めた助言、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるA G S から受けた財務的見地からの助言、また、T M I 総合法律事務所からの特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容についての助言を踏まえ、公開買付者の影響を排除した公正な手続によって本公開買付価格の検討を重ね、A G S を通じて、取引条件に関する公開買付者との交渉過程に実質的に関与してきたとのことです。

() 特別委員会における判断内容

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議・検討した結果、2026年5月8日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

本特別委員会に対する諮問事項

- 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項
- 本取引の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項
- 本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項
- 上記 乃至 その他の事項を踏まえ、本取引が一般株主にとって公正であるか否か

本特別委員会の意見

本特別委員会は、検討の結果として、特別委員全員の一致により、本諮問事項に関して以下の意見を答申する。

本取引の目的は合理的である（本取引は対象者の企業価値の向上に資すると認められる。）。

本取引の取引条件は公正である。

本取引の手続は公正である。

上記 乃至 その他の事項を踏まえると、本取引（対象者取締役会が、() 本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び() 本公開買付け後に対象者を完全子会社化するための一連の手続を実施することを決定することを含む。）は、一般株主にとって公正である。

意見の理由の概要及び検討内容について

1 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項

(1) 本取引の目的等

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の内容等について、本取引の提案者であり、公開買付者の代表取締役である筒井博昭氏及び対象者の双方に対してヒアリングを行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

[公開買付者側の認識・検討内容]

- 筒井博昭氏は、全世界的な脱炭素化への大きな潮流により、対象者グループの石油関連事業を取り巻く環境は着実に厳しさを増しており、中長期的には収益性低下のリスクに直面していると認識している。また、地政学リスクの高まりによるエネルギー価格の高騰や原油及び天然ガス市場の不安定化により、石油関連事業を中心とした対象者グループのビジネスモデルは、資本市場から十分な評価を得ることが難しい状況にあると認識している。
- 筒井博昭氏は、このような状況を踏まえて、対象者は選択と集中によるさらなる成長を見据えた戦略の実行が不可欠との認識であり、具体的には以下の施策を実施することが必要と考えている。

(ア) コア事業である石油関連事業に係る安定供給体制の強化とサービスステーションの価値向上

- ・対象者のコア事業である石油関連事業を取り巻く外部環境は、地政学リスクや為替変動等による原油価格の変動リスク、脱炭素化の加速など不確実性が高く、業績の変動リスクが大きいものと認識している。
- ・しかしながら、同事業は人々の生活を支える社会的基盤となる事業であり、また近年増加している自然災害の対策の観点でも、災害時の物流、電力供給の手段として燃料の安定確保は不可欠であることから、安定インフラとしての同事業の重要性は増加しており、対象者の使命である「エネルギーの安定供給」体制を維持・強化していく必要があると考えている。そのための手法として、例えば、店舗の無人化やAI活用による業務効率化・高度化を通じたコスト最適化が挙げられる。また、筒井博昭氏は、たとえそれらが短期的な収益に直結しにくいものであっても、安定供給の維持・強化に不可欠な設備投資や保全投資を、機動的かつ迅速に判断できる経営体制を確立する必要があると考えている。
- ・対象者が全国で展開するサービスステーションは、地域に密着した重要な拠点であり、燃料供給にとどまらず、洗車・カーコーティング、車検及び整備など、お客様のカーライフに寄り添う付加価値提供の場として大きなポテンシャルを有している。筒井博昭氏は、提供可能な付加価値を拡大していくことにより、外部環境の変動に左右されにくい強靱な企業体質の確立につながると考えている。

(イ) 事業ポートフォリオの最適化

- ・今後も安定的な収益が期待できる領域や将来的な成長が見込まれる分野については、人的・経済的リソースを重点的に投下し、さらなる事業拡大を図ることが必要であると認識している。対象者は石油関連事業への収益依存からの脱却を経営方針の1つに掲げ、成長分野と位置付けている再生可能エネルギー関連事業への取り組み強化など持続可能性の高いビジネスモデルの構築を目指していると理解している。
- ・しかしながら、同事業は成長可能性が高い一方で法改正や技術革新等による事業環境の変化が激しく、当該変化が必ずしも安定的な収益性の向上に直結していない状況にある。エネルギー政策や市場制度、事業支援の枠組み等が比較的短期間で見直されることに加え、技術革新の進展により新規参入者や競合が増加しやすい環境にあることから、事業開始時に想定していた収益構造や競争優位性を中長期的に維持することが必ずしも容易ではない。
- ・そのため、外部環境の動向を注視しながら精査を行い、撤退すべき領域からは適切に撤退しつつ、拡大が見込まれる領域には思い切ったリソース投下を行うことで、変化に強い事業基盤の構築を目指すことが重要と考えている。

(ウ) 人材確保・育成・採用強化

- ・今後も対象者の競争力を維持・向上させていくためには、不確実性や多様化に適した人材、最先端の専門知識・技術を持つ人材及び次世代の経営人材の確保・育成が極めて重要であると考えている。そのため、人材育成・採用への積極的な投資が必要不可欠であると考えており、全従業員の適性を踏まえた専門性向上のための再教育制度の実施や多様な働き方に対応するシステムの構築を通じて、企業成長の基盤となる人材

と、対象者の持続的な企業価値向上に資する仕組みを確立していくことを考えている。

- 一方で、上記(ア)乃至(ウ)の各施策を推進していくにあたっては、経営資源を集中的に投下する必要があり、一定の先行投資が必要とされることから、一時的に収益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的には対象者の業績や財務状況に大きな影響を与えるリスクがある。そのため、筒井博昭氏は、対象者が上場を維持したまま各施策を大胆に実施した場合には、資本市場から十分な理解や評価を得ることができず、その結果として対象者株式の株価が下落し、対象者の株式価値を毀損する可能性があることを認識している。
- 筒井博昭氏は、対象者は株式を公開して以来、優れた人材の確保、知名度及び社会的な信用の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してきたと考えているが、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれていないこと、さらには、長年にわたる取引関係を通じてブランド力や様々な取引先に対する信用力は既に確立できていること、また、人材の採用の面から見て対象者株式の非公開化による不利益は見込まれないと認識していることから、対象者が上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況になっていると認識している。
- さらに、筒井博昭氏は、株式の上場維持のために必要な人的・経済的コストは近年増加しており、今後も、かかるコストが対象者の経営上のさらなる負担となる可能性も否定できないと認識している。
- 上記の事情を勘案し、筒井博昭氏は、対象者株式の非公開化は、対象者の株主に発生する可能性がある株価の下落による株式価値の毀損を回避しつつ、短期的な変動にとらわれることなく、中長期的な成長を見据えた柔軟かつ持続可能な経営を行うことが可能となるという点で、中長期的な対象者の企業価値向上に資する最も有効な手段であると考えている。

[対象者側の認識・検討内容]

- 対象者は、以下の点等を踏まえると、筒井博昭氏及び公開買付者が企図する施策の内容は合理的であり、本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至った。
 - (ア) コア事業である石油関連事業における中長期的な視点での安定供給体制の維持・強化及びサービスステーションの付加価値向上
 - ・ 公開買付者の認識と同様に、全世界的な脱炭素化への大きな潮流により、対象者グループの石油関連事業を取り巻く環境は着実に厳しさを増しており、中長期的には収益性低下のリスクに直面していると認識している。また、地政学リスクの高まりによるエネルギー価格の高騰や原油及び天然ガス市場の不安定化により、石油関連事業を中心とした対象者グループのビジネスモデルは、資本市場から十分な評価を得ることが難しい状況にあると認識している。
 - ・ 店舗の無人化やAI活用による業務効率化・高度化は、サービスステーションの人材確保や業務の効率化といった課題に大きな貢献が期待でき、ひいては対象者の使命であるエネルギーの安定供給に資すると考えている。また、洗車・カーコーティング、車検及び整備といったサービスステーションの基盤サービスを軸に、各地域の顧客特性やニーズに応じたサービスメニューの最適化を図り、店舗複合化や関連サービスの拡充等、付加価値提供を強化することで、外部環境の変動に左右されにくい収益構造の構築を図ることができると考えている。加えて、EV向け急速充電設備の導入等についても、石油元売業者の施策との整合を踏まえつつ、立地条件や利用動向を勘案しながら、段階的に検討・推進していくことで、従来の内燃機関車ユーザーに加え、EVユーザーにとっても利便性の高い拠点としての機能を高め、将来的なモビリティ環境の変化にも柔軟に対応することが可能になると考えている。
 - ・ しかしながら、上記店舗の無人化、AI活用、店舗複合化及びEV向け急速充電設備の導入のいずれもサービスステーション事業への先行投資が必要となり、また、石油関連事業の競争環境は依然として厳しいことから、脱炭素化の潮流が続く限り、これらの施策の実施と上場会社として資本市場から評価を得ることとの両立は容易ではないと考えており、企業価値の向上に繋げるまでには相当の時間を要すると考えている。
 - ・ 対象者株式を非公開化することで、短期的な業績や株式価値の変動に過度に左右されることなく、エネルギーの安定供給という社会的役割と、中長期的な企業価値の向上を両立させる観点から、持続可能な経営判断を行っていくことが可能になる点で、本取引は対象者にとってメリットがあると考えている。
 - (イ) 選択と集中の推進による柔軟かつ機動的な事業ポートフォリオ運営

2 本取引の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項

(1) 買収者との協議・交渉の過程

本取引の検討過程においては、筒井博昭氏の影響を受けることなく対象者の一般株主にとってより有利な取引条件を目指した交渉を行うべく、本特別委員会に交渉権限が付与された。

本特別委員会は、当該権限に基づき、本公開買付価格について、一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回に亘って行っている。具体的には、本特別委員会は、書面及びA G Sを通じて、公開買付者との間で延べ6回に亘る価格交渉を実施した。その際、本特別委員会は、公開買付者から価格提案を受けるたびに、専門家の助言を受けながら協議して交渉方針を決定した。

そして、その交渉の結果として、1株当たり2,210円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり1,850円とする公開買付者の当初の提案より、360円の価格引上げを実現している。なお、下記3に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる公正性担保措置が採られた上で、公開買付者との間で本特別委員会が自ら真摯な交渉を重ねた結果を踏まえて決定されたものであると認められる。

したがって、本公開買付価格は、本特別委員会による、独立当事者間の取引と実質的に同等の、適切かつ十分な交渉の結果として決定されたものといえる。

(2) 東京共同会計事務所による株式価値算定及びその前提とした事業計画・財務予測・前提条件等の合理性

対象者が、公開買付関連当事者のいずれからも独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所から取得した株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると1,260円から1,277円、類似上場会社比較法によると1,559円から1,651円、DCF法によると2,019円から2,315円、とされているところ、本公開買付価格（2,210円）は、市場株価法及び類似上場会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの中央値を上回っている。

そして、本特別委員会は、東京共同会計事務所の株式価値評価に用いられた算定方法等について、東京共同会計事務所から、評価手法の選択、類似企業の選定方法、DCF法による算定の基礎となる対象者の事業計画の作成方法・作成過程及び内容、財務予測・前提条件等の内容・合理性（大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれている理由、背景及び合理性を含む。）、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠（追加的なリスクプレミアムを考慮していないことの確認を含む。）、余剰現預金や売却に制約がない投資有価証券等の事業外資産等の取扱いを含め、詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、評価実務として不合理な点は認められなかった。また、対象者の事業計画については、対象者とも質疑応答を行い、その作成過程及び事業の現状（公表済みの中期経営計画との間で差異が生じている背景を含む。）に照らして不合理な点がないかという観点から検討した結果、合理的なものと認められた。

(3) プレミアム水準の合理性等の検討

本公開買付価格（2,210円）は、本取引の公表予定日の前営業日である2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,250円に対して76.80%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,260円に対して75.40%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,277円に対して73.06%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,261円に対して75.26%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、経済産業省が「公正なM & Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2026年4月28日までに公表され、成立した、公開買付けの類似事例（公開買付け実施前に公開買付者が所有する対象者株式の議決権保有比率が3分の1未満、かつ、公開買付け実施後の議決権保有比率が3分の2以上の案件を対象としており、自己株公開買付け案件及びディスクカウント公開買付け案件は除く。）172件におけるプレミアムの平均値（公表日前営業日の終値に対して52.44%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して54.19%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して56.23%、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.87%）と比較すると、公表日の前営業日の終値、並びに公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において、いずれもこれを上回っていること、また、対象者株式の上場来最高値である1,810円（1996年3月6日及び同年5月30日の取引時間中の最高値）に対して22.10%のプレミアムが付されていることに鑑みると、本公開買付価格に付されたプレミアムは、合理的かつ妥当なものと評価できる。

なお、対象者は、2025年10月31日付「特別損失（固定資産減損損失）の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月期中間期において、固定資産減損損失を計上しており、2025年11月11日付「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月期通期連結業績予想数値を修正しているとのことです。また、2026年2月27日付「持分法適用関連会社の異動（株式譲渡）及び特別損失（関係会社株式売却損）の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者の持分法適用関連会社であるJリーフ株式会社の保有株式の全ての譲渡に伴い、2026年3月期の連結決算において、関係会社株式売却損を計上し、2026年3月30日付「連結子会社の事業活動停止および特別損失の計上見込に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者連結子会社であるJJ FUEL SUPPLY SDN.BHD.の事業活動停止に伴い、特別損失を計上する見込みとなったことを公表している。もっとも、本件各プレスリリースのうち、上記及びについては本取引の検討を開始する前の事象であり、また、上記及びも含めた本件各プレスリリースに記載の事項はいずれも本取引の検討とは無関係の要因によるものであるとともに、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で公表したものであると認めるべき事由は存在しない。したがって、上記(2)に記載の東京共同会計事務所による市場株価法の算定及び上記プレミアム水準の判断において、本件各プレスリリースの公表日以降の対象者株価を考慮することに問題はないと評価できる。

(4) 本公開買付け後の手続の合理性

ア 本スクイズアウト手続の合理性

本公開買付けに応募しなかった一般株主に対しては、本公開買付け後に、対象者株主を公開買付者及び本不応募合意法人株主のみとするために実施される本スクイズアウト手続に基づき、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続によって交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定である。

また、本スクイズアウト手続（株式の併合）においては、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されている。

以上のとおり、本公開買付けを含む本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった少数株主の利益に配慮がなされているといえ、本スクイズアウト手続に係る条件には、一定の合理性があると考えられる。

イ 本自己株式取得の合理性

本公開買付け及び本スクイズアウト手続の実施後、対象者が、本不応募合意法人株主が所有する対象者株式の全てを本自己株式取得することが予定されているところ、本自己株式取得の取得価格（株式併合前の対象者株式1株当たり、ENEOSホールディングスについては1,980円、日新については1,987円）は、（ ）法人税法（昭和40年法律第34号、その後の改正を含む。）に定めるみなし配当の益金不算入制度が適用される法人である本不応募合意法人株主が本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ ）仮に本不応募合意法人株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定される予定であり、本不応募合意法人株主と対象者の一般株主との間で不平等は生じない。

(5) 対価の種類公正性

本公開買付け及びその後実施される予定の本スクイズアウト手続を通じて、本取引の対価は金銭とされているが、金銭は価値変動リスクが低く、かつ、流動性が高いことに加えて、株主の応募判断にあたっては評価が比較的容易であると考えられる。また、公開買付者が非上場会社であることを踏まえると、本取引において流動性が乏しい公開買付者の株式を対価とするのではなく、金銭を対価とすることは妥当であるといえる。

これらを踏まえると、対価の種類は公正と認められる。

(6) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引条件が公正なものとなっており、本取引の取引条件は公正であると判断するに至った。

なお、本公開買付価格は、対象者の2026年3月31日現在の連結簿価純資産から算出した1株当たり純資産額3,931.33円を約43.78%下回っているものの、純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えられる。また、対象者の資産には、流動性の低い事業用資産が相応に含まれていることを踏まえると、対象者を清算する場合、現実的には簿価よりも相当程度低い金額でなければ換価することができないことが見込まれる。これらの資産売却の困難性に加えて、清算に付随する費用（清算事務に係る人件費、従業員に対する割増退職金、保有するサービスステーションの解体費用・土壌汚染対策費、工場設備の撤去費用、賃借不動産の原状回復費用、海外子会社を含めた事業清算のための弁護士等の専門家費用等）も加味した相応の追加コストが発生することが考えられること等を考慮すると、仮に対象者を清算する場合には、連結簿価純資産額からの相当程度の毀損が見込まれる。したがって、本公開買付価格が2026年3月31日現在の連結簿価純資産から算出した1株当たり純資産額を下回っていることをもって、本公開買付価格の公正性を否定する理由にはならないと考えられる。

3 本取引の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項について

(1) 特別委員会の設置

対象者は、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、公開買付者の代表取締役であり、かつ、対象者の代表取締役である筒井博昭氏と対象者又は対象者の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が典型的に存在するため、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2026年1月27日開催の対象者取締役会決議に基づき、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した委員である津國伸郎氏（対象者社外取締役兼独立役員（監査等委員）、極東証券株式会社社外監査役）、宮部よしみ氏（対象者社外取締役兼独立役員（監査等委員）、税理士、湘南信用金庫非常勤監事）及び弁護士として法律に関する高い見識を有する小久保崇氏（弁護士 小久保法律事務所）の3名によって構成される本特別委員会を設置している。

また、対象者は、本特別委員会への諮問にあたり、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定（本公開買付けに関する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）を行わないこととしている。加えて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、(a)対象者の費用負担の下、本取引に係る調査を行うことができる権限、(b)特別委員会自ら取引関係者と協議・交渉することができ、また、特別委員会は、その判断により、対象者の役職員（利益相反のおそれがないものに限る。）をして、上記協議・交渉に関与させることができる権限、(c)議事運営上の便宜の観点から、特別委員会に対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーが陪席する場合であっても、特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができる権限、(d)特別委員会は、必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができ、また、特別委員会は、本取引に係る対象者のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限を付与している。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定額のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。

(2) 外部専門家の専門的助言等

対象者が本取引について検討するにあたっては、公開買付関連当事者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーであるAGS並びに第三者算定機関である東京共同会計事務所から助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値向上については株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの取引条件の公正性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。なお、対象者は上記2(2)のとおり、東京共同会計事務所から、株式価値算定書を取得している。

また、本特別委員会は、T M I 総合法律事務所、A G S 及び東京共同会計事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、対象者のリーガル・アドバイザー及びファイナンシャル・アドバイザー並びに第三者算定機関として承認している。

(3) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

本取引の取引条件に関する協議・交渉は本特別委員会が主体となって実施したほか、対象者を代表して本取引を検討する取締役には、公開買付関連当事者及び本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付関連当事者及び本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役のうち、() 筒井博昭氏は、本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引後も継続して対象者の代表取締役として対象者の経営に関与することを予定していること、また、() 対象者取締役の入龍弥氏は本不応募合意法人株主である E N E O S ホールディングスの完全子会社である E N E O S 株式会社に2021年3月まで在籍していたことから、2026年1月27日開催の本特別委員会の設置に係る対象者取締役会決議を含む本取引に関する対象者の取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、本取引に関して、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉に一切参加しておらず、今後参加の予定もない。なお、対象者取締役の柴崎正典氏及び津國伸郎氏は、本公開買付けに応募する意向を有している株式会社三井住友銀行の出身であるが、同社に在籍していたのは、柴崎正典氏は8年以上前であり、津國伸郎氏は15年以上前であることに鑑みると、柴崎正典氏及び津國伸郎氏が本取引に関する対象者の取締役会の審議及び決議に参加したとしても、本取引の公正性に影響を与えないと考えられる。

(4) マーケット・チェック

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおいては、当該期間よりも長期の30営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図している。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、間接的なマーケット・チェックを行い、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

なお、本取引においては積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点から積極的なマーケット・チェックを行うことは実務上容易ではなく、他の公正性担保措置が併せて講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが実施されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保が不十分であることにはならないと考える。

(5) 適切な情報開示及び強圧性排除

本取引においては、本公開買付けが成立した場合に、その後実施される予定の本スクイーズアウト手続について、公開買付者が提出する公開買付届出書、対象者が公表するプレスリリース等において、十分な開示がなされることが予定されている。

また、本スクイーズアウト手続は、株式併合によって行われる予定であり、本取引に反対する株主において価格決定申立の権利が確保されるスキームとなっているところ、本公開買付け後に本スクイーズアウト手続を行うにあたり、本公開買付けに応募しなかった対象者の一般株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められるため、本公開買付けに応募することの強圧性が低減される適切な措置が採られているといえる。

(6) マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) 条件

本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する買付予定数の下限は設定されていない。いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する買付予定数の下限の設定は、公開買付けの強圧性を排除し、一般株主の判断機会を重視するための制度として有益と評価される。もっとも、公開買付者によれば、仮に「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主の利益に資さない可能性もあると考え、同条件の設定をしていないとのことであり、かかる理由には一定の合理性が認められることに加え、上記(1)乃至(5)に記載のとおり、本取引においては、公正性担保措置が講じられており、公正な手続を通じて対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていることに照らせば、本公開買付けにおいて、同条件が設定されていなくても、本取引の手続及び条件の公正性・妥当性が否定されるものではないと考える。

(7) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられており、本取引の手続は公正であると判断するに至った。

4 上記1乃至3その他の事項を踏まえ、本取引が一般株主にとって公正であるか否か

本特別委員会の審議においてその他対象者の一般株主に特段の悪影響を及ぼす事象は確認されておらず、上記1乃至3記載の事項等を踏まえて、本取引が対象者の一般株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本取引(対象者取締役会が、()本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び()本公開買付け後に対象者を完全子会社化するための一連の手続を実施することを決定することを含む。)は対象者の一般株主にとって公正であると判断するに至った。

対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認

対象者は、T M I 総合法律事務所から受けた法的助言、A G S から受けた財務的見地に基づく助言、東京共同会計事務所から取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討したとのこと。その結果、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者取締役会は、2026年5月11日の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(取締役合計7名のうち、筒井博昭氏及び入龍弥氏を除く5名)の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのこと。

なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役のうち、()筒井博昭氏は、本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引後も継続して対象者の代表取締役として対象者の経営に関与することを予定していること、また、()入龍弥氏は本不応募合意株主である E N E O S ホールディングス株式会社の完全子会社である E N E O S に2021年3月まで在籍していたことから、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、本取引に関して、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉に一切参加していないとのこと。なお、柴崎正典氏及び津國伸郎氏は、本応募意向株主である株式会社三井住友銀行の出身ですが、同社に在籍していたのが、柴崎正典氏は8年以上前であり、津國伸郎氏は15年以上前であることに鑑みて、本取引の公正性に影響を与えないと判断されたことから、本取引の検討に関する議題の審議に参加しているとのこと。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者は構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者、本不応募合意株主、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者の取締役のうち、（ ）筒井博昭氏は、本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引終了後も継続して対象者の代表取締役として対象者の経営に関与することを予定していること、また、（ ）入龍弥氏は本不応募合意法人株主である E N E O S ホールディングス株式会社の完全子会社である E N E O S 株式会社にて2021年3月まで在籍していたことから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、2026年1月27日開催の本特別委員会の設置に係る対象者取締役会決議を含む本取引に関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。当該検討体制は、全て公開買付者、本不応募合意株主、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）から独立性の認められる役職員（取締役執行役員である伊藤真及び対象者従業員3名）のみで構成することとし、本書提出日現在に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

これらの取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務（対象者の株式価値の評価の基礎となる本事業計画の作成等の高い独立性が求められる職務を含みます。）は T M I 総合法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性に問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおいては、当該期間よりも長期の30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、間接的なマーケット・チェックを行い、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点から積極的なマーケット・チェックを行うことは実務上容易ではないことを踏まえると、積極的なマーケット・チェックを実施する意義が大きいとはいえ、積極的なマーケット・チェックが実施されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保として不十分であることにはならないと考えております。

（４）【公開買付け後の組織再編等の方針】

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、対象者株式を非公開化する方針であり、本公開買付けにおいて、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、対象者において以下のとおり、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本株主総会の開催時期は、本書提出日現在では、2026年8月下旬頃を予定しております。対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、公開買付者、本不応募合意株主は、本株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（公開買付者、対象者及び本不応募合意法人株主を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一とな

るよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び本不応募合意法人株主が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び本不応募合意法人株主を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。但し、本公開買付けの決済後において、本不応募合意法人株主のいずれかが所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者及び本不応募合意法人株主を除きます。）が存在する場合、又は、生ずることが合理的に否定できない場合、本株式併合後に公開買付者及び本不応募合意法人株主以外に対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続の安定性を高めるため、本不応募合意法人株主の全員又はいずれかは、公開買付者の要請があった場合には、公開買付者との間で、対象者株式についての消費貸借契約を締結し、当該契約の規定に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、（ ）公開買付者が所有する対象者株式の一部を無償で借り受ける貸株取引、又は（ ）本不応募合意法人株主の全員又はいずれかが所有する対象者株式の全てを無償で公開買付者に貸し付ける貸株取引（以下、（ ）及び（ ）を併せて「本貸株取引」といいます。）を実施する可能性があります。なお、本貸株取引が実行される場合には、本貸株取引の借主が、本株式併合の効力発生後に、借り受けた対象者株式と同等の価値の対象者株式を本貸株取引の貸主に対して返還できるようにするため、公開買付者及び本不応募合意法人株主は、対象会社をして、公開買付者が別途指定する基準日及び割合をもって、対象会社株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を行わせる予定です。また、本貸株取引の借主は、本株式分割の効力発生後実務上可能な限り速やかに、本貸株取引を解消し、本貸株取引の貸主に対して、本貸株取引により貸し出された対象者株式と実質的に同等の価値となる数の対象者株式を返還する予定です。そして、本取引では、本株式併合の効力発生日前に本貸株取引を行った後、本株式併合の効力発生日後に本自己株式取得を行うことにより、本不応募合意法人株主は対象者の株主ではなく、株主として残存する利益は存在しないことから、本貸株取引は法27条の2における「買付け等」には該当しないものと考えております。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数が1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び本不応募合意法人株主を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び本不応募合意法人株主を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、これらの申立てがなされた場合における、対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記の手続については、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の対象者株式の所有割合、公開買付者及び本不応募合意法人株主以外に対象者株主の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者、対象者及び本不応募合意法人株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定ですが、本株主総会を開催する場合には2026年8月下旬を目途に開催されることを見込んでおります。

なお、本公開買付けは、本株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

(5) 【上場廃止等となる見込み及びその事由】

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本スクイズアウト手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

本不応募契約（本不応募合意法人株主）

公開買付者は、本不応募合意法人株主との間で、2026年5月11日付で以下の内容を含む本不応募契約（本不応募合意法人株主）をそれぞれ締結し、それぞれが所有する対象者株式について、本公開買付けに応募しない旨、本公開買付けが成立した場合には、本株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨、及び本株式併合後に本自己株式取得に応じてそれぞれが所有する対象者株式を本自己株式取得価格で売却する旨を合意しております。なお、公開買付者は、本不応募合意法人株主との間で、本不応募契約（本不応募合意法人株主）以外に本取引に関する合意を締結していません。

- (a) 本不応募合意法人株主は、本不応募契約（本不応募合意法人株主）において別途明示的に規定される場合を除き、本不応募合意株式（本不応募合意法人株主）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むが、これに限らない。）を行わず、対象会社株式又は対象会社株式に係る権利の取得を行わないものとされています。但し、本不応募合意法人株主のうちENEOSホールディングス株式会社は、() 契約締結日から本公開買付けの終了日までの間に、第三者により対象会社の発行する普通株式を対象とする公開買付け（以下「本対抗公開買付け」といいます。）が開始され、本対抗公開買付けの公開買付価格が本公開買付価格（買付条件の変更により本公開買付価格が引き上げられた場合には、当該変更後の買付価格をいいます。）を上回る場合において、ENEOSホールディングス株式会社が公開買付者に対して、本公開買付価格の引き上げを要請したにもかかわらず、(a) 公開買付者が当該要請の日から10営業日を経過する日又は本公開買付終了日の前営業日のいずれか早い日までに、本対抗公開買付けの公開買付価格を税効果等を考慮して実質的に上回る水準まで本公開買付価格の引き上げをしない場合、若しくは、(b) 当該引き上げをしない旨が客観的に明らかになった場合、又は() その他本対抗公開買付けに応募しないことが、ENEOSホールディングス株式会社においてENEOSホールディングス株式会社又はその役員の善管注意義務に違反する合理的なおそれがあると判断する場合には、ENEOSホールディングス株式会社は、本(a)の第1文に記載の義務を履行しない旨を書面にて公開買付者に通知することにより、ENEOSホールディングス株式会社が所有する対象株式全てを本対抗公開買付けに応募することができます。
- (b) 公開買付者及び本不応募合意法人株主は、契約締結日以降、下記（注1）記載の表明及び保証の違反に該当する事由が生じたことを知った場合又はかかる事項の生ずる具体的なおそれがあることを知った場合、直ちに、相手方に対して、書面による通知を行うものとされています。ただし、かかる通知によっても、その表明及び保証の違反に基づく責任を免れるものではありません。
- (c) 本不応募合意法人株主は、公開買付者が、本公開買付けの決済日の後、対象会社に対し、本株主総会を開催することを要請した場合、又は、本公開買付けの決済日以前の日を議決権の行使の基準日として本公開買付けの成立後に対象会社の株主総会が開催される場合、() 公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与することによって、又は、() 公開買付者の指図に従って、対象会社の株主としての議決権を行使するものとされています。
- (d) 公開買付者は、本決済日の後、実務上可能な限り速やかに、本株主総会の開催その他本スクイズアウト手続を実施させ、また、自ら本スクイズアウト手続に必要な一切の行為を行うことで、本スクイズアウト手続を完了させるものとされています。
- (e) 本不応募合意法人株主は、本不応募契約（本不応募合意法人株主）に明示的に定める場合及び公開買付者が事前に書面により承諾した場合を除き、本自己株式取得の効力発生日までの間、対象会社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使しないものとされています。
- (f) 本不応募合意法人株主は、契約締結日以降、いかなる第三者に対しても、又はいかなる第三者との間においても、本取引を除き、公開買付者又は公開買付者の指定する者以外との間で、直接又は間接に、本不応募契約（本不応募合意法人株主）と矛盾又は抵触し得る資本提携、対象会社グループの株式譲渡（公開買付者以外の第三者による公開買付けの実施を含みます。）、新株・新株予約権の発行、事業の全部又は一部の譲渡、株式移転、株式交換、会社分割、合併その他これらに類する取引に関連して、情報提供、提案、申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、取決め、合意及び実行等を一切行わないものとされています。但し、本不応募合意法人株主のうちENEOSホールディングス株式会社については、上記(a)の但し書きに定める場合は、この限りではありません。

- (g) 公開買付者は、本株式併合の効力発生を条件として、()対象会社をして、本自己株式取得のために必要な一切の手続(本自己株式取得を実施することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を含むがこれらに限られません。)を実施させ、また、()自ら本自己株式取得に必要な一切の行為を行うことで、本自己株式取得を完了させるものとされています。
- (h) 本公開買付けの決済後において、本不応募合意法人株主のいずれかが所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主(公開買付者及び本不応募合意法人株主を除きます。)が存在する場合、又は、生ずることが合理的に否定できない場合、本不応募合意法人株主の全員又はいずれかは、公開買付者の要請があった場合には、公開買付者との間で、対象者株式についての消費貸借契約を締結し、当該契約の規定に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として本貸株取引を実施することを合意しています。なお、本貸株取引が実行される場合には、本貸株取引の借主が、本株式併合の効力発生後に、借り受けた対象者株式と同等の価値の対象者株式を本貸株取引の貸主に対して返還できるようにするため、公開買付者及び本不応募合意法人株主は、対象会社をして、公開買付者が別途指定する基準日及び割合をもって、本株式分割を行わせることを合意しています。また、本貸株取引の借主は、本株式分割の効力発生後実務上可能な限り速やかに、本貸株取引を解消し、本貸株取引の貸主に対して、本貸株取引により貸し出された対象者株式と実質的に同等の価値となる数の対象者株式を返還することを合意しています。
- (i) なお、本不応募契約(本不応募合意法人株主)においては、各当事者は、上記のほか、表明及び保証(注1)の違反の場合の通知、契約の解除事由・終了事由(注2)、秘密保持、公表、準拠法・管轄、誠実協議を合意しています。
- (注1) 本不応募契約(本不応募合意法人株主)において、本不応募合意法人株主は、公開買付者に対して、本契約締結日、本公開買付開始日及び本自己株式取得の効力発生日において、(ア)設立及び存続、(イ)契約の有効性及び法的拘束力、(ウ)強制執行可能性、(エ)法令等との抵触の不存在、(オ)許認可等の取得、(カ)不応募対象株式に対する権利、(キ)法的倒産手続等の不存在、及び(ク)反社会的勢力との関係等の不存在について、表明及び保証を行っています。また、公開買付者は、本不応募合意法人株主に対して、本契約締結日及び本公開買付開始日において、(ア)設立及び存続、(イ)契約の有効性及び法的拘束力、(ウ)強制執行可能性、(エ)法令等との抵触の不存在、(オ)許認可等の取得、(カ)法的倒産手続等の不存在、及び(キ)反社会的勢力との関係等の不存在について、表明及び保証を行っています。
- (注2) 本不応募契約(本不応募合意法人株主)において、契約の解除事由として、(ア)本不応募契約(本不応募合意法人株主)の義務に重大な違反があり、書面による相当な期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその違反が是正されない場合、(イ)重大な表明保証違反があることが判明した場合、(ウ)法的倒産手続等の申立て若しくは決定をした場合、又は、第三者による申立てに基づき裁判所がかかる手続の開始を決定した場合、又は(エ)自らの帰責性なく、本不応募契約(本不応募合意法人株主)に定める前提条件が成就せず、本公開買付けが2026年6月12日までに開始されなかった場合、若しくは本自己株式取得が2026年11月30日までに開始されなかった場合が定められています。また、契約の終了事由として、(ア)本不応募合意法人株主及び公開買付者が、書面で本契約の終了について合意した場合、(イ)公開買付者が法第27条の11第1項の規定に従い本公開買付けを撤回した場合、又は(ウ)本公開買付けが成立しなかった場合が定められています。

本不応募契約(本不応募合意個人株主)

公開買付者は、本不応募合意個人株主との間で、2026年5月11日付で以下の内容を含む本不応募契約(本不応募合意個人株主)を締結し、本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式(本不応募合意個人株主)について本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には、本株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨を合意しております。なお、公開買付者は、本不応募合意個人株主との間で、本不応募契約(本不応募合意法人株主)以外に本取引に関する合意を締結していません。

- (a) 本不応募合意個人株主は、本不応募契約(本不応募合意個人株主)において別途明示的に規定される場合を除き、本不応募合意個人株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むが、これに限らない。)を行わず、対象会社株式又は対象会社株式に係る権利の取得を行わないものとされています。
- (b) 公開買付者及び本不応募合意個人株主は、契約締結日以降、下記(注3)記載の表明及び保証の違反に該当する事由が生じたことを知った場合又はかかる事項の生ずる具体的なおそれがあることを知った場合、直ちに、相手方に対して、書面による通知を行うものとされています。ただし、かかる通知によっても、その表明及び保証の違反に基づく責任を免れるものではありません。
- (c) 不応募予定者は、公開買付者が、本決済日の後、対象会社に対し、本株主総会を開催することを要請した場合、又は、本決済日以前の日を議決権の行使の基準日として本公開買付けの成立後に対象会社の株主総会が開催される場合、()公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与することによって、又は、()公開買付者の指図に従って、対象会社の株主としての議決権を行使するものとされています。

- (d) 不応募予定者は、契約締結日以降、いかなる第三者に対しても、又はいかなる第三者との間においても、本契約において企図されている取引を除き、公開買付者又は公開買付者の指定する者以外との間で、直接又は間接に、本契約と矛盾又は抵触し得る資本提携、対象会社グループの株式譲渡（公開買付者以外の第三者による公開買付けの実施を含みます。）、新株・新株予約権の発行、事業の全部又は一部の譲渡、株式移転、株式交換、会社分割、合併その他これらに類する取引に関連して、情報提供、提案、申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、取決め、合意及び実行等を一切行わないものとされています。
- (e) なお、本不応募契約（本不応募合意個人株主）においては、上記のほか、表明及び保証（注3）の違反の場合の通知、契約の解除事由・終了事由（注4）、秘密保持、公表、準拠法・管轄、誠実協議を合意していません。
- (注3) 本不応募契約（本不応募合意個人株主）において、本不応募合意個人株主は、公開買付者に対して、本契約締結日及び本公開買付開始日において、(ア)権利能力等、(イ)契約の有効性、(ウ)強制執行可能性、(エ)法令等との抵触の不存在、(オ)許認可等の取得、(カ)不応募対象株式に対する権利、(キ)法的倒産手続等の不存在、及び(ク)反社会的勢力との関係等の不存在について、表明及び保証を行っています。また、公開買付者は、本不応募合意個人株主に対して、本契約締結日及び本公開買付開始日において、(ア)設立及び存続、(イ)契約の有効性及び法的拘束力、(ウ)強制執行可能性、(エ)法令等との抵触の不存在、(オ)許認可等の取得、(カ)法的倒産手続等の不存在、及び(キ)反社会的勢力との関係等の不存在について、表明及び保証を行っています。
- (注4) 本不応募契約（本不応募合意個人株主）において、契約の解除事由として、(ア)本不応募契約（本不応募合意個人株主）の義務に重大な違反があり、書面による相当な期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその違反が是正されない場合、(イ)重大な表明保証違反があることが判明した場合、(ウ)法的倒産手続等の申立て若しくは決定をした場合、又は、第三者による申立てに基づき裁判所がかかる手続の開始を決定した場合、又は(エ)自らの帰責性なく、本不応募契約（本不応募合意個人株主）に定める前提条件が成就せず、本公開買付けが2026年6月12日までに開始されなかった場合が定められています。また、契約の終了事由として、(ア)本不応募合意個人株主及び公開買付者が、書面で本契約の終了について合意した場合、(イ)公開買付者が法第27条の11第1項の規定に従い本公開買付けを撤回した場合、又は(ウ)本公開買付けが成立しなかった場合が定められています。

本応募契約

公開買付者は、本応募合意株主との間で、2026年5月11日付で以下の内容を含む本応募契約をそれぞれ締結し、それぞれが所有する本応募合意株式会社について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、公開買付者は、本応募合意株主との間で、本応募契約以外に本取引に関する合意を締結しておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から本応募合意株主に供与される利益は存在しません。

- (a) 本応募合意株主は、一旦本公開買付けに応募した後は、本公開買付けの期間中、応募を撤回しないものとされています。ただし、本応募合意株主のうちKeePer技研株式会社、株式会社ユシロ及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、一定の条件をもって、本公開買付けに応募する義務を履行しない旨を書面にて公開買付者に通知することにより、本公開買付けに応募する義務を免れることができるものとされています（なお、既に応募予定者が本公開買付けに応募している場合においても、応募予定者は何らの責任を負担することなく当該応募を撤回することができるものとされています。）。
- (b) 本応募合意株主は、本公開買付けに応募する場合及び本応募契約において別途明示的に規定される場合を除き、対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むが、これに限りません。）を行わず、対象会社株式又は対象会社株式に係る権利の取得を行わないものとされています。
- (c) 公開買付者及び本応募合意株主は、契約締結日以降、下記（注5）記載の表明及び保証の違反に該当する事由が生じたことを知った場合又はかかる事項の生ずる具体的なおそれがあることを知った場合、直ちに、相手方に対して、書面による通知を行うものとされています。ただし、かかる通知によっても、その表明及び保証の違反に基づく責任を免れるものではありません。
- (d) 本応募合意株主は、本公開買付けの決済日以前の日を議決権の行使の基準日として本公開買付けの成立後に開催される対象会社の株主総会において、()公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与することによって、又は、()公開買付者の指図に従って、対象会社の株主としての議決権を行使するものとされています。
- (e) 本応募合意株主は、契約締結日以降、いかなる第三者に対しても、又はいかなる第三者との間においても、本契約において企図されている取引を除き、公開買付者又は公開買付者の指定する者以外との間で、直接又は間接に、本契約と矛盾又は抵触し得る資本提携、対象会社グループの株式譲渡（公開買付者以外の第三者による公開買付けの実施を含みます。）、新株・新株予約権の発行、事業の全部又は一部の譲渡、株式移転、株式交換、会社分割、合併その他これらに類する取引に関連して、情報提供、提案、申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、取決め、合意及び実行等を一切行わないものとする。但し、本応募合意株主のうちKeePer技

研株式会社、株式会社ユシロ及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社については、上記(a)の但し書きに定める場合は、この限りではありません。

- (f) なお、本応募契約においては、各当事者は、上記のほか、表明及び保証(注5)の違反の場合の通知、契約の解除事由・終了事由(注6)、秘密保持、公表、準拠法・管轄、誠実協議を合意しています。
- (注5) 本応募契約において、()法人である応募合意株主は、公開買付者に対して、本契約締結日及び本公開買付開始日において、(ア)設立及び存続、(イ)契約の有効性及び法的拘束力、(ウ)強制執行可能性、(エ)法令等との抵触の不存在、(オ)許認可等の取得、(カ)応募対象株式に対する権利、(キ)法的倒産手続等の不存在、及び(ク)反社会的勢力との関係等の不存在について、表明及び保証を行っています。また、()個人である応募合意株主は、公開買付者に対して、本契約締結日及び本公開買付開始日において、(ア)権利能力等、(イ)契約の有効性、(ウ)強制執行可能性、(エ)法令等との抵触の不存在、(オ)許認可等の取得、(カ)応募対象株式に対する権利、(キ)法的倒産手続等の不存在、及び(ク)反社会的勢力との関係等の不存在について、表明及び保証を行っています。そして、()公開買付者は、応募合意株主に対して、(ア)設立及び存続、(イ)契約の有効性及び法的拘束力、(ウ)強制執行可能性、(エ)法令等との抵触の不存在、(オ)許認可等の取得、(カ)法的倒産手続等の不存在、及び(キ)反社会的勢力との関係等の不存在について、表明及び保証を行っています。
- (注6) 本応募契約において、契約の解除事由として、(ア)本応募契約の義務に重大な違反があり、書面による相当な期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその違反が是正されない場合、(イ)重大な表明保証違反があることが判明した場合、(ウ)法的倒産手続等の申立て若しくは決定をした場合、又は、第三者による申立てに基づき裁判所がかかる手続の開始を決定した場合、又は(エ)自らの帰責性なく、本応募契約に定める前提条件が成就せず、本公開買付けが2026年6月12日までに開始されなかった場合が定められています。また、契約の終了事由として、(ア)本応募合意株主及び公開買付者が、書面で本契約の終了について合意した場合、(イ)公開買付者が法第27条の11第1項の規定に従い本公開買付けを撤回した場合、又は(ウ)本公開買付けが成立しなかった場合が定められています。

本応募契約(再出資)

公開買付者は、本応募合意株主(再出資)との間で、2026年5月11日付で本応募契約(再出資)をそれぞれ締結し、それぞれが所有する本応募合意株式(再出資)について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者は、本応募合意株主(再出資)との間で、本応募合意株主(再出資)がその議決権の全てを保有する会社として2026年7月頃に設立する予定の筒井家資産管理会社を通して、本公開買付けへの応募により取得した対価の範囲内で、その一部を公開買付者に再出資することに合意しておりますが、本応募合意株主(再出資)による筒井家資産管理会社への資金提供の方法、筒井家資産管理会社を通じた本再出資の条件、時期等の詳細については現時点では未定です。なお、公開買付者は、本応募合意株主(再出資)との間で、本応募契約(再出資)以外に本取引に関する合意を締結しておらず、本取引により得られる金銭以外に公開買付者から本応募合意株主(再出資)に供与される利益は存在しません。

- (a) 本応募合意株主(再出資)は、一旦本公開買付けに応募した後は、本公開買付けの期間中、応募を撤回しないものとされています。
- (b) 本応募合意株主(再出資)は、本公開買付けに応募する場合及び本応募契約(再出資)において別途明示的に規定される場合を除き、対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むが、これに限りません。)を行わず、対象会社株式又は対象会社株式に係る権利の取得を行わないものとされています。
- (c) 公開買付者及び本応募合意株主は、契約締結日以降、下記(注7)記載の表明及び保証の違反に該当する事由が生じたことを知った場合又はかかる事項の生ずる具体的なおそれがあることを知った場合、直ちに、相手方に対して、書面による通知を行うものとされています。ただし、かかる通知によっても、その表明及び保証の違反に基づく責任を免れるものではありません。
- (d) 本応募合意株主(再出資)は、本公開買付けの決済日以前の日を議決権の行使の基準日として本公開買付けの成立後に開催される対象会社の株主総会において、()公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与することによって、又は、()公開買付者の指図に従って、対象会社の株主としての議決権を行使するものとされています。
- (e) 本応募合意株主(再出資)は、契約締結日以降、いかなる第三者に対しても、又はいかなる第三者との間においても、本契約において企図されている取引を除き、公開買付者又は公開買付者の指定する者以外との間で、直接又は間接に、本契約と矛盾又は抵触し得る資本提携、対象会社グループの株式譲渡(公開買付者以外の第三者による公開買付けの実施を含みます。)、新株・新株予約権の発行、事業の全部又は一部の譲渡、株式移転、株式交換、会社分割、合併その他これらに類する取引に関連して、情報提供、提案、申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、取決め、合意及び実行等を一切行わないものとする。
- (f) なお、本応募契約(再出資)においては、各当事者は、上記のほか、表明及び保証(注7)の違反の場合の通知、契約の解除事由・終了事由(注8)、秘密保持、公表、準拠法・管轄、誠実協議を合意しています。

- (注7) 本応募契約(再出資)において、本応募合意株主(再出資)は、公開買付者に対して、本契約締結日及び本公開買付開始日において、(ア)権利能力等、(イ)契約の有効性、(ウ)強制執行可能性、(エ)法令等との抵触の不存在、(オ)許認可等の取得、(カ)不応募対象株式に対する権利、(キ)法的倒産手続等の不存在、及び(ク)反社会的勢力との関係等の不存在について、表明及び保証を行っています。そして、()公開買付者は、本応募合意株主(再出資)に対して、(ア)設立及び存続、(イ)契約の有効性及び法的拘束力、(ウ)強制執行可能性、(エ)法令等との抵触の不存在、(オ)許認可等の取得、(カ)法的倒産手続等の不存在、及び(キ)反社会的勢力との関係等の不存在について、表明及び保証を行っています。
- (注8) 本応募契約(再出資)において、契約の解除事由として、(ア)本応募契約(再出資)の義務に重大な違反があり、書面による相当な期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその違反が是正されない場合、(イ)重大な表明保証違反があることが判明した場合、(ウ)法的倒産手続等の申立て若しくは決定をした場合、又は、第三者による申立てに基づき裁判所がかかる手続の開始を決定した場合、又は(エ)自らの帰責性なく、本応募契約に定める前提条件が成就せず、本公開買付けが2026年6月12日までに開始されなかった場合が定められています。また、契約の終了事由として、(ア)本応募合意株主(再出資)及び公開買付者が、書面で本契約の終了について合意した場合、(イ)公開買付者が法第27条の11第1項の規定に従い本公開買付けを撤回した場合、又は(ウ)本公開買付けが成立しなかった場合が定められています。

応募意向

本応募意向株主は、公開買付者に対して、2026年5月11日付で、それぞれが所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する意向を示しています。但し、本応募意向株主は本公開買付けに応募する旨の意向を示していますが、公開買付者と本応募意向株主との間では何らの事項も合意していません。

(7)【その他公開買付けに関する重要な事項】

上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本スクイズアウト手続の効力発生後に、本不応募合意法人株主の所有する対象者株式のすべての自己株式取得を実施することを予定しています。また、筒井博昭氏は、本自己株式取得が完了し、対象者が有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、筒井博昭氏の所有する公開買付者の普通株式(100株)を筒井家資産管理会に対して本譲渡することを予定しています。そして、本譲渡後に、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする本合併を行うことを予定しております。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年5月12日(火曜日)から2026年6月22日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2026年5月12日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金2,210円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4,516,944(株)	2,291,500(株)	(株)
合計	4,516,944(株)	2,291,500(株)	(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,291,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,291,500株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数(4,516,944株)を記載しております。これは、本基準株式数(6,676,444株)から本不応募合意株式(2,159,500株)を控除した株式数(4,516,944株)です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

6【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	45,169
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月12日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月12日現在)(個)(g)	23,799
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	66,750
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	67.65
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,516,944株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(本不応募合意株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月12日現在)(個)(g)」のうち本不応募合意株式(2,159,500株)に係る議決権数のみを分子に加算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年11月12日に提出した「第82期半期報告書」に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数に係る議決権の数(66,764個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

7【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

8【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、応募してください。

ア オンライントレード（公開買付代理人に口座をお持ちのお客さま専用のオンラインサービス）にて公開買付期間末日の16時までに手続を行ってください。

なお、オンライントレードによる応募（<https://www.daiwa.jp/onlinetrade/>）には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）におけるオンライントレードのご利用申込（注）が必要です。

なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株式のみ申込可能です。単元未満株式を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本支店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）での受付になります。

（注） オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。

- ・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
- ・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

イ 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合（オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。）においては、所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、応募してください。

公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページをご確認ください。

（https://www.daiwa.jp/seminar/collect/store_consult/）

本公開買付けに係る普通株式の応募に際しては、応募株主口座に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。（注4）

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類のご提示が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（但し、「住民票の写し」は原本）をご提出ください。）

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表） 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード（表）」に加えて、a又はbのうち、いずれか1種類
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類 （但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。） 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合はa又はbのうち、いずれか2種類（但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。）
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・前記個人の場合の本人確認書類（aのいずれか1種類、又はbのうち2種類）

- ・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。）

- （注2）取引関係書類の郵送について
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。
- （注3）株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- （注4）特別口座からの振替手続
上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、以下の 又は の手続により、契約の解除を行ってください。

オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。

なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能です。但し、単元未満株式を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに契約を解除してください。但し、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、解除してください。なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除手続を行うことが可能です。

公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページをご確認ください。

(https://www.daiwa.jp/seminar/collect/store_consult/)

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

（3）【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「11 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

9【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	9,982,446,240
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	100,000,000
その他(円)(c)	10,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	10,092,446,240

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(4,516,944株)に、1株当たりの買付価格(2,210円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)タームローンA 期間:2033年6月27日まで (分割弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:株式、不動産 (2)タームローンB 期間:2027年6月28日 金利:短期プライムレート (期日一括弁済) 担保:不動産 (3)タームローンC 期間:2026年9月28日 金利:短期プライムレート (期日一括弁済) 担保:なし	(1)タームローンA 5,870,000 (2)タームローンB 5,010,000 (3)タームローンC 480,000
計(b)				11,360,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から、11,360,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を2026年5月11日付で取得しています。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

11,360,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

10 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

1 1 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

2026年6月29日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けを行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還します。

1 2 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,291,500株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,291,500株)以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、同条第2項第3号乃至第6号並びに第1項第5号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める同号「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び、対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「8 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「11 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容につき、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
2026年4月	商号を株式会社EDIAND、本店所在地を東京都千代田区丸の内3丁目2番2号、資本金を1万円とする株式会社として設立

(注) 公開買付者の設立時の本店所在地は東京都千代田区丸の内3丁目2番2号であるところ、2026年5月8日付で本店所在地を東京都港区芝浦一丁目12番3号に変更しています。本書提出日現在、当該本店所在地の変更について登記申請手続中です。

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 株式、社債等の有価証券への投資、保有及び運用
2. 前号に付帯関連する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、対象者株式を取得及び所有することを主たる事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年5月12日現在

資本金の額	発行済株式の総数
1万円	100株

【大株主】

2026年5月12日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式の数の割合 (%)
筒井 博昭	東京都港区芝浦一丁目12番3号 Daiwa芝浦ビル4階(対象者所在地)	100	100.00
計	-	100	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年5月12日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	筒井 博昭	1956年8月21日	1982年5月 日新商事株式会社入社 1991年6月 同社取締役販売一部長 1998年6月 同社常務取締役 2000年11月 同社代表取締役副社長 2011年4月 同社代表取締役社長 2023年4月 同社代表取締役社長執行 役員 2026年5月 公開買付者代表取締役社 長(現任)	100
計					100

(注) 公開買付者は、松田洋志氏を設立時取締役として設立された会社ですが、その後2026年5月8日付で、松田洋志氏から取締役の辞任届の提出を受け、筒井博昭氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。本書提出日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2026年4月20日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年 5 月12日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 2 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 2 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	23,799 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	23,799		
所有株券等の合計数	23,799		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(2026年 5 月12日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 2 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 2 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	23,799 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	23,799		
所有株券等の合計数	23,799		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2026年 5 月12日現在)

氏名又は名称	筒井 博昭
住所又は所在地	東京都港区芝浦一丁目12番3号 Daiwa芝浦ビル4階 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役社長 対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 シティユーワ法律事務所二重橋オフィス 弁護士 松田 洋志 / 同 荒武 慶二 / 同 森 建斗 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 電話番号 03-6212-5300 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員 本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2026年 5 月12日現在)

氏名又は名称	ENEOSホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
職業又は事業の内容	石油製品ほか事業、石油・天然ガス開発事業、機能材事業、電気事業、再生可能エネルギー事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれに付帯する業務
連絡先	連絡者 インベスター・リレーションズ部 IRグループ グループマネージャー 於勢孝 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 電話番号 03-6257-7075
公開買付者との関係	本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2026年 5 月12日現在)

氏名又は名称	株式会社日新
住所又は所在地	東京都千代田区麹町一丁目6番4号
職業又は事業の内容	国際輸送、国内輸送、倉庫、港湾運送、通関、船舶代理店、引越、旅行事業、不動産事業
連絡先	連絡者 株式会社日新 執行役員総務部長 栗原 智信 連絡場所 東京都千代田区麹町一丁目6番4号 電話番号 03-3238-6663
公開買付者との関係	本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2026年5月12日現在)

氏名又は名称	丸岡 絵里子
住所又は所在地	東京都港区芝浦一丁目12番3号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	専業主婦
連絡先	連絡者 シティユーワ法律事務所二重橋オフィス 弁護士 松田 洋志/同 荒武 慶二/同 森 建斗 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 電話番号 03-6212-5500(代表)
公開買付者との関係	本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

筒井 博昭

(2026年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	2,204(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2,204		
所有株券等の合計数	2,204		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

ENEOSホールディングス株式会社

(2026年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	11,400(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	11,400		
所有株券等の合計数	11,400		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

株式会社日新

(2026年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	9,900 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	9,900		
所有株券等の合計数	9,900		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

丸岡 絵里子

(2026年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	295 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	295		
所有株券等の合計数	295		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 本不応募契約（本不応募合意法人株主）

公開買付者は、2026年5月11日付で、本不応募合意法人株主との間で、それぞれが所有する対象者株式について本公開買付けに応募しない旨を定めた本不応募契約（本不応募合意法人株主）を締結しております。

本不応募契約（本不応募合意法人株主）の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約（本不応募合意法人株主）」をご参照ください。

(2) 本不応募契約（本不応募合意個人株主）

公開買付者は、2026年5月11日付で、本不応募合意個人株主との間で、本不応募合意個人株主が所有する対象者株式について本公開買付けに応募しない旨を定めた本不応募契約（本不応募合意個人株主）を締結しております。

本不応募契約（本不応募合意個人株主）の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約（本不応募合意個人株主）」をご参照ください。

(3) 本応募契約

公開買付者は、2026年5月11日付で、本応募合意株主との間で、本応募合意株式について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。

本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」をご参照ください。

(4) 本応募契約（再出資）

公開買付者は、2026年5月11日付で、本応募合意株主（再出資）との間で、本応募合意株式（再出資）について本公開買付けに応募する旨の本応募契約（再出資）を締結しております。

本応募契約（再出資）の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約（再出資）」をご参照ください。

(5) 応募意向

本応募意向株主は、公開買付者に対して、2026年5月11日付で、それぞれが所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する意向を示しています。但し、本応募意向株主は本公開買付けに応募する旨の意向を示していますが、公開買付者と本応募意向株主との間では何らの事項も合意していません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

5【大量保有報告書等の提出状況】

(1) 大量保有報告書 株式会社日新 2026年4月1日提出

(2) 大量保有報告書に係る変更報告書 ENEOSホールディングス株式会社 法定の提出期限日の2026年5月18日までに関東財務局長に提出予定

(3) 大量保有報告書に係る変更報告書 株式会社日新 法定の提出期限日の2026年5月18日までに関東財務局長に提出予定

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年5月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

なお、これら対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、2026年5月11日付で、本応募合意株主（再出資）との間で、本応募合意株式（再出資）について本公開買付けに応募する旨の本応募契約（再出資）を締結しております。

なお、概要については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(3) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場（注）						
月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月
最高値（円）	1,305	1,240	1,315	1,398	1,349	1,284	1,392
最安値（円）	1,200	1,160	1,230	1,235	1,238	1,236	1,222

（注） 2026年5月については、5月11日までの株価です。

3【株主の状況】

（1）【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 （単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合 （％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（2）【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 （株）	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 （％）
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 （株）	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 （％）
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第81期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第82期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月12日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

日新商事株式会社 本店
(東京都港区芝浦一丁目12番3号)

日新商事株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市神奈川区金港町5番地32)

日新商事株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号)

日新商事株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市千種区内山三丁目3番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2026年5月11日付で「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

会計期間	2026年3月期
売上高	39,425百万円
営業損失	185百万円
経常利益	317百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,661百万円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	2026年3月期
1株当たり当期純利益	548.37円
1株当たり配当額	21円

(2)「通期連結業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月11日付で「通期連結業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」を公表しているとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(3)「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月11日開催の対象者取締役会において、2027年3月期より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。